

平成14年第4回定例会

斑鳩町議会会議録

平成14年9月6日

午前9時00分 開議

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (14名)

1番	森 河 昌 之	2番	小 野 隆 雄
4番	山 本 直 子	5番	松 田 正
6番	中 西 和 夫	7番	野 呂 民 平
8番	里 川 宜志子	10番	西 谷 剛 周
11番	萬里川 美代子	12番	中 川 靖 広
13番	喜 多 郁 子	14番	浅 井 正 八
15番	木 田 守 彦	16番	吉 川 勝 義

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	浦 口 隆	係 長	上 埜 幸 弘
--------	-------	-----	---------

1, 地方自治法第121条による出席者

町 長	小 城 利 重	助 役	芳 村 是
収 入 役	中 野 秀 樹	教 育 長	栗 本 裕 美
総 務 部 長	植 村 哲 男	総 務 課 長	西 本 喜 一
総 務 課 参 事	吉 田 昌 敬	企 画 財 政 課 長	池 田 善 紀
企 画 財 政 課 参 事	野 口 英 治	税 務 課 長	植 嶋 滋 継
監 査 書 記	藤 原 伸 宏	住 民 生 活 部 長	中 井 克 巳
福 祉 課 長	野 崎 一 也	健 康 推 進 課 長	西 田 哲 也
環 境 対 策 課 長	清 水 孝 悦	住 民 課 長	西 谷 桂 子

都市建設部長	鍵田徳光	建設課長	堤和雄
観光産業課長	杉本正二	都市整備課長	藤本宗司
教委総務課長	清水建也	生涯学習課長	水田美文
上下水道部長	辻善次	上水道課長	御宮知恒夫
下水道課長	田口好夫		

1, 議事日程

日程 1. 一般質問

〔1〕 4番 山本議員

1、食品の安全にかかわる条例について

①食品の安全が脅かされる事態が次々と明らかになってきています。

町として食品の安全にかかわる条例が必要と思われませんが、いかがですか。

②特に、学校給食においては、食品の安全性が確保されなければなりません。すでにガイドラインがあるのであればお示してください。

ないのであれば、早急な対応が望まれると思いますが、対策はいかがされますか。

③学校給食ならびに保育所で、除去食を必要とされる子どもさんたちには、どのように対応していますか。実態をお示してください。

2、当町の救急小児医療の実態について

①実態を示してください。(2か年分くらいの分で西和消防で把握しているもの)

②問題を感じておられるのであれば、対応策を示してください。

③私は、休日に限らず、夜間の子どもの救急医療体制が早急に必要だと思うのですが、その点はいかがですか。

〔2〕 11番 萬里川議員

1、音楽療法について

・多くの自治体や病院が音楽療法を取り入れられる中で、大きな成果が上がってきている。当町としても具体化してもらいたいと思うが、その考え方についてお聞かせください。

2、子育て支援・児童虐待対策について

- ・子育て支援の為に多くの自治体ではファミリークラブ・ファミリーサポートが充実してきている中で、当町の取り組みについて
- ・「児童虐待の防止等に関する法律」が公布される中、児童虐待対策が進んでいる自治体が増えてきている。当町としてどのように取り組みをされているのか。
- ・また、虐待された子どもたちの対応として、里親制度があるが、その考え方についてもお聞かせください。

3、子どもたち（中学生）の海外交流、派遣について

- ・斑鳩町として、豊かな国際感覚を身につけさせるために続けられてきた海外派遣が、昨年より中止になっているが、今後の取り組みについてお聞かせください。

〔3〕 15番 木田議員

1、異常気象の定義と対策と行政の関わりについて

- ①毎年繰り返される災害に対して、異常気象として片付けられているが、対策は十分であると思っておられるのか。
- ②本年も、ヨーロッパ及び中国での大洪水や国内での岐阜県及び高知、徳島県での水害は本当に異常なのか。
- ③多摩川水害について、19年ぶりに原告側の勝訴との裁判所の判断が出たことに対し、行政ももっと住民の生命、財産を守るために最大の努力が必要と思うが、どのように考えておられますか。
- ④鍵田都市建設部長は県よりの出向ということで、河川改修に大いに期待していますが、年次計画を繰り上げてでも実施されるよう努力を期待しますので、決意のほどを聞かせてください。

2、来年度より10か年計画で実施される普通教室へのクーラー設置について問う。

- ①全国の小中学校の普通教室全部にクーラーの設置が打ち出されたが、対象教室数を総費用について聞かせていただきたい。
- ②幼稚園に対する考え方はどうなのか、幼児教育も考えたならば必要だと思うがどうですか。

③保育所への設置についても考え方や設置の意志があるのかどうかについて聞かせていただきたい。

3、幸前と高安との間にある米寿橋の欄干の改善について

①橋が狭隘のうえに、欄干がガードレールのために視界がさえぎられて、本年8月15日にも東側で衝突事故が発生した。今まで何度も改善を申し上げているのに、改善されない理由について。

②8月に草刈りが完了して見通しが良くなったが、道路のガードレールと橋の欄干が死角となり、度々にわたり事故が発生しているが、対策を強く希望したい。

〔4〕 12番 中川議員

1、町指定ごみ袋について

ごみ袋の品質（強度）に対して苦情はないのかお尋ねします。

2、町営住宅の抽選について

公開抽選に幾度と外れた方に対する対応についてお尋ねします。

- ・町営住宅の目的とは何か。
- ・家賃の最高額はどれくらいなのか。
- ・抽選に外れた方は何回ぐらい続けて抽選に申し込みをされているのか。

〔5〕 14番 浅井議員

1、三代川改修について

- ・この件について工事の進まぬ原因をお聞きします。
- ・住居者と話し合いは何回ぐらいしたか。
- ・地権者とも話し合いがあったのか。
- ・今後の進め方、郡山土木との話し合いについて

2、天理～斑鳩線について

- ・今現在工事が止まっている原因。
- ・今後どんな形の道路となるのか。

〔6〕 6番 中西議員

1、ふれあい交流センターいきいきの里の利用状況について

- ・町外の方の利用が多いため知らない人が多く、利用がしにくいと聞かすが、利用者数と町内・町外の割合は。

- ・町内の方により多く利用していただくための考え方は。
- ・重度障害者の方が入浴できる日を設定することはできないか。

2、宅地造成工事に伴う配水管布設工事について

- ・事務費、通水費の徴収の仕方についてどのように徴収されているのか、徴収額の決定の仕方について。

〔7〕5番 松田議員

1、住民基本台帳ネットワークが8月5日にスタートしたことについて

- ・制度実施の前提条件としていた個人情報保護法が制定されないまま、住民基本台帳ネットワークが8月5日に見切り発車した。このことは、政治に対する国民の信頼性を著しく損なうことになるのではと思うが、地方自治体の首長としてどのように受け止められているのか。

2、地域集会所の整備構想と建設計画について

- ・地域集会所の整備構想に基づく建設計画が凍結されたままになっているが、今後どのように対応しようとしているのか。

3、町営墓地公園計画について

- ・実施実現に向けての意欲がまったく感じられないのであるが、計画はどのように進められているのか。

4、JR法隆寺駅を中心とする整備計画について

- ・目標どおり本年度中に整備構想計画が樹立されると見込んでいるのか。

〔8〕7番 野呂議員

1、小・中学校の03年度からの普通教室等の冷房化について

- ・私ども共産党は、国にかねてより要請していましたが、8月に文部科学省は、03年度から10か年計画で全公立小中学校の普通教室を冷房化する方針を決めました。(補助率3分の1) 実現すれば、町はどのように対応するのか問う。

2、法隆寺駅舎の新築と周辺整備について

- ・町長の選挙公約の法隆寺駅舎の新築と周辺整備について問う。

3、町長の考え方を問う

- ①長野県知事選挙の田中氏の圧勝についてどう考えているか。
- ②町長室を1階に移し、ガラスごしに仕事ぶりが見えるようにする気は

ないか。

③毎日送迎している町長の公用車を廃止する気はないか。

④省エネの為に、暑い時の職員のネクタイを外してはどうか。

4、医療費制度の改悪について

・この10月から医療費の自己負担限度額を大幅に引き上げます。また、6月21日の衆院本会議で自民、公明党が衆院本会議で採決を強行した。国民に1兆5,000億円も負担をかぶせる医療改悪法が通りました。そのため来年4月から、サラリーマンや公務員本人の窓口負担は3割に引き上げられます。会社や役所を退職した年金生活者（退職者医療制度）も3割負担になります。家族が入院した時の負担も2割から3割に上がります。その上、毎月の給料から払う保険料も引き上げます。

さらに、4月から障害者福祉制度も大きく変わります。これらの町民への影響について、どの様に考えているか。またその起こり得る問題点について、町としてどう対応するのか、できるのか問う。

[9] 10番 西谷議員

1、真の地方自治を確立するために、町民大集会の開催について

・斑鳩町がかかえているバイパス問題・町村合併・住基ネットについて、行政・町民・議会議員の意見を交換する機会を持ってほしいとの住民の要望がある。地方自治を実現するために町は積極的に取り組むべきだと思うが、町の考え方を問う。

2、峨瀬集会所建設問題で生じた町有地の後始末について

・2年前の9月議会で峨瀬集会所問題が生じ、その結果現在も基礎工事のまま放置されている。町はこの町有地の後始末について、どのように考えているのか。

3、来年の町議会議員の選挙に立会演説会の開催を

・住民の皆さんから投票の参考とするため、候補者の合同の立会演説会を開催してほしいとの声があるが、町の考え方を問う。

[10] 8番 里川議員

1、子ども110番の現在と今後について

・現在何軒のご協力をいただいているのか。

- ・それは、場所等効果的で適切などころとなっているか。
 - ・今後はどう展開するのか。
- 2、法隆寺駅北口人員無配置時間延長によるその後の影響はないか。
- ・駅舎改築の協議
 - ・町の観光行政からみて
 - ・バリアフリーの問題から
- 3、学校図書室の今後の考え方について
- ・学校図書館司書について
 - ・町立図書館とのネットワークについて
- 4、住基ネットの今後の方向について
- ・来年8月に全国ネットとなり事務での利用も広がるが、ICカードについてはどう考えているのか。
- 5、市町村合併について
- ・この間いろいろな動きが出てきているが、広域圏町村会では現在どのような論議となっているか。
 - ・町長はメリット、デメリットについてどう考えているか。

[11] 13番 喜多議員

- 1、中学生向けの「思春期のためのラブ&ボディBOOK」配布について
- ・厚生労働省所管の財団法人「母子衛生研究会」で作製された中学生向けの「思春期のためのラブ&ボディBOOK」という冊子が配られたことについて、その内容が不適切であるとして冊子は絶版されました。熊本県教育委員会では、いち早く配布差し止め、石川県教育委員会では扱いに注意を促す通知をされたということですが、奈良県教育委員会の対応と、当町のこれについての取り扱いをどのようにされたのかお聞かせください。
- 2、男女共同参画社会の実現に向けての条件整備とは何か？
- ①斑鳩町男女共同参画社会推進本部の役割と今日までの実績をお聞かせください。
- ②男女混合名簿を採用している奈良県下の小中学校と、当町の実施状況について

③ジェンダーフリー教育とジェンダーチェックについての考え方は？

④山口県宇部市の男女共同参画推進条例が制定され、話題になりましたが、感想をお聞かせください。

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時00分 開議)

○議長 (小野隆雄君) おはようございます。

ただいまの出席議員は14名で、会議は成立いたします。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は一般質問であります。あらかじめ定めた順序に従い質問をお受けいたします。

初めに、4番、山本議員の一般質問をお受けいたします。4番、山本議員。

○4番 (山本直子君) おはようございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告の順序に従いまして私の一般質問をさせていただきます。

まず、1点目でございますが、「食品の安全にかかわる条例について」ということで質問をさせていただきたいと考えています。

1点目の1番でございますが、食品の安全が脅かされる事態が次々と明らかになってきています。町として、食品の安全にかかわる条例が必要だと思われませんが、いかがでしょうかという問いでございます。

この間、新聞報道などを拝見していると、さまざまな形で食べ物に関する信頼度の問題、そして安全の問題が改めて浮き彫りになってきているのではないかなというふうに思っています。特に、2001年の9月の10日には、千葉県の子牛がBSEの疑いがあると発表されました。そして、その後の、特に農水省にかかわる対応、その他の問題、また2002年の1月には、雪印食品が検査前の牛肉の買い上げ申請で輸入牛肉の国産という形での偽装が発覚をしている。また、同じ年の5月の31日には、協和香料が無認可添加物の使用で営業禁止になっている。また、同じ年の6月には、中国の冷凍ハウレンソウから残留農薬がたくさん出てきている。検出をされてきた。また、つい最近では、日本ハムなどの問題が発覚をしているというふうなことを考えますと、食の安全をめぐる問題が今さらながらにさまざまな形で私どもに問題を投げかけているのではないかなというふうに思っています。

このような事態を受け、私どもも私たち町独自で食品の安全に関する基本方針なり条例などが必要なのではないかなというふうに思っています。東京都では、条例ではございませんでしたが、食品安全確保対策基本方針というものが設置をされまして、そして今現在は条例の必要性がさまざまな形で議論をされているというような事態になっているという

ふうに聞いています。何よりも私たち消費者は、安全な食品を食べる権利があるというふうに思っていますし、私たちはさまざまな町での役職についていたり、あるいは町の役場で仕事をしたりというふうにはなっていますが、そもそも本来は全員がすべてが消費者であるというふうに思っています。

そういう立場から考えると、私たち町に許認可権をお持ちのことはわかっていますが、私たちが町独自で私たち自身が安全な食品を食べる権利があり、なおかつ学校給食など、2点目、3点目の問題に移っていくわけですけれども、その場面でも安全な食品を供給していくという責務はあるというふうに思っています。

そのあたりで、私たち町として、基本方針の策定なり条例の必要性があるのではないかとこのように考えていますので、まずそのあたりで大まかに町の考え方を聞かせていただければというふうに思っています。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今、質問者もご指摘いただきましたように、〇ー157

、遺伝子の組み換え食品とか、環境ホルモン、狂牛病、農薬の残留基準値等々の関係で、食生活に影響を及ぼします問題が次々に発生をしてくるところでございます。食は、毎日の生活に欠かせないものでございます。健康という面から見ましても、非常に重要な部分であると、このように考えております。

食品の安全基準につきましては、食品衛生法の第4章で、第11条、食品の表示の基準設定等という項目がございまして、品名、賞味期限、保存方法、製造者、原材料名、容量を明記すると定められているところでございます。

また、平成13年4月から、遺伝子組み換え農産物とその加工食品の表示制度が法的に義務化もされているところでございます。

さらに、狂牛病問題をきっかけにいたしまして、平成14年4月1日から、加工食品等の原料の原産地表示が義務づけられたところでございます。輸入食品につきましても、検疫所でポストハーベスト等の農薬規制の検査が実施もされているところでございます。

今、ご指摘をいただきました町民に向けての、条例制定に向けての取り組み方の町の考え方ということでございます。東京都の例も質問者のほうからお示しをしていただく中で、このご質問をいただいたときに、我々といたしましても調査をさせていただく中で、東京都の中野区のほうで、平成5年の4月に、自治体で初めて条例を制定をされたという経緯がございます。それは、中野区食品安全委員会条例というものでございまして、消費者

、事業者、行政が連携を図りながら食品安全の確保に努めていくという条例の内容でございます。

斑鳩町におきましては、県の食品衛生法施行条例とか食品衛生法施行細則を受けまして、郡山保健所及び郡山食品衛生協会斑鳩支部と連携を図りまして、食品衛生思想の普及や食中毒予防の啓発に努めているところでございます。また、保健センターの健康教育等におきましても、食品の安全に関します啓発を行っているところでございます。

条例制定につきましては、先進地の事例といたしましては、中野区ということで条例制定をされているところは1カ所だけでございますけれども、その条例等もいただいておりますので、そういうことで、今後の調査、研究はさせていただきたい、このように考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） 今、部長のほうからご答弁をいただきました。調査、研究をしていただくということでございますので、よろしくお願いをしたいというふうに思っています。

次に、1番目の第2点目について質問をさせていただきたいと思えます。

ただいまの第1点目の食品の安全にかかわる必要性を認識していただいた上で、特に学校給食においては、食品の安全性がより確保されなければならないというふうに私は考えております。既にガイドラインを町としてお持ちなのかどうなのか、まずそれをお示しいただきたいというふうに思っています。

そして、ガイドラインがあるのであれば、その内容についてお聞かせをさせていただきたいと思えますし、ないということであれば、私としては、早急な対応が必要というふうに考えておりますので、町としての見解を聞かせていただきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 学校給食におきます安全基準のガイドラインということでございますが、これの有無についてということでございますが、学校給食の食品の納入につきましては、日ごろから安全性の確保に努めているところでございます。質問者のご提案いただいておりますようなガイドラインにつきましては、現在策定をいたしておりませんので、よろしくお願いをしたいと思います。

それとあわせて、今後作成していくのかどうかと、こういうご質問でございますが、ご質問者もご理解いただいていると思うんですけれども、先般の牛肉偽装事件のように、農

林水産省の営業自粛指導があったり、また解除されたというようなケースにつきましては、非常に判断しやすいというようなことがあるわけですが、一律のガイドラインを設定するにはいろいろなケースが想定されますことから、非常に難しいというふうに考えております。

したがって、こうした事象が出てまいりました場合には、現在行っておりますような学校給食運営委員会、これは町内の各学校、それとPTA、そして教育委員会がその中に顧問として入っているわけですが、そうした学校給食運営委員会のこの中で十分協議しながら、ケースバイケースで慎重に対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） 今、教育長のほうから、ガイドラインはないということと、そして、ガイドラインをつくっていくという点についてはかなり難しいものがあるので、運営委員会のほうで慎重に対応していきたいというご答弁をいただいたかというふうに思います。

では、少し細かい話で恐縮なんですけど、学校給食の中で使われている部分の食品で、遺伝子組み換え食品については、現在どういう扱いになっているのか、聞かせていただけますか。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 遺伝子組み換えの食材は使っていないということでございます。ただ、2次、3次については、表示されている分については使用していないというのがございます。されてない部分については、遺伝子組み換えも入っている可能性もあるというふうには思います。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） 遺伝子組み換え食品は使っていないということと、すみません、2次、3次の分は、どういことですか。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 2次、3次加工されている部分については、これは表示されている分については使わないようにしている。表示されていない分がある場合がありますので、そうした場合には、入っているかどうかというのは確認できませんので、そうしたものは使っているということでございます。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） 細かい話で恐縮なんですけど、それでは使っているという分は、食品としてはどんなものなんですか。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） その中に遺伝子組みかえが入っているかどうかというのは確認できてない部分があるわけでございますので、どの部分とどの食材ということは、今申し上げることはできません。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） 聞き方が悪いのかなというふうに思うんですけども、それでは使っていないということがはっきりわかる食べ物というのは、基本的には国産に限定されることになりますよね。輸入の分については、わかっているところもありますが、ほとんどの部分がわからない、どうなっているかわからない、追跡ができてにくいという事情があると思うので、そういうことから考えると、基本的には国産の食品を使うということですか安全性は確保できないというふうに思うんですけども、そのあたりはどんなふうに考えておられますか。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 国産のそういう大豆とかいろんなものを使っております。そうした中で、遺伝子組みかえという表示のあるものについては、これは除外をいたしております。そうした中で、やはり栄養士のほうで、十分そうした遺伝子組みかえの食材であるのかないのかというようなことも研究、検討をしながら、食材の確保をいたしております。2次製品とか3次製品になりますと、これはしょうゆとかいろんなものが入っている場合もありますし、そういう調味料の中にどういうものが含まれているのか、それも可能な範囲内では除去をしていくということでございます。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） 話がだんだん細くなっていった大変申しわけないなと思うんですけど、そうすると、学校給食で使われている例えば調味料やとすると、おしょうゆを使っているとすると、これは国産の大豆で加工されたしょうゆですというのと、それからそうでない表示がある分があるとすれば、学校給食としては何を基準にどういう選択をするのかというのが知りたいんです。もちろん、金額的なことというのはあると思うんですけども。国産の大豆で加工されたしょうゆというのは、金額的にも高いのかなというふうに思う

んですけれども、それはどういう基準で選択するのかなって思うんですけど。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） ちょっと私説明不足だったかと思いますが、遺伝子組みかえ表示されている分については、もう一切使っていないということでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） わかりました。そうすると、食品並びに調味料等の加工品についても、遺伝子組みかえを使っているというふうに表示されている分については、一切使っていないということですね。わかりました。

それで、カバーしきれない部分でどうしても出てくると思うんですけども、そのカバーしきれない部分については、それはなるべく使っていないものを使おうという努力はするけれども、わからない部分については、それはそれでしょうがないということですか。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） しょうがないということになるかわかりませんが、できるだけそうした安全という見地から、より安全なものを使っていくということに努力はいたしております。表示されている部分での判断になりますので、その辺は表示されたものを信用しながら使っていくということになります。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） そうすると、今は、1つのポイントとして、遺伝子組みかえ食品のことで質問をさせていただいたわけですけども、そういう意味でいくと、いろんな項目が出てきますよね。例えば農薬の問題、どの程度、どのぐらい使用している分については使っていこうとか、ここまでの分はやめておこうとかいうふうには選択肢が出てくると思うんです。今、細かい話なので、それをここで詰めていくということについては、今、私するつもりはないんですけども、そういうことを一つ一つ考えていくと、先ほど教育長がおっしゃったように、学校給食の場面でガイドラインをつくっていない。つくっていくことについては、かなり微妙な問題があつて難しいんじゃないかということについては、私は答えはそうならないんじゃないかなと思うんです。遺伝子組みかえ食品が、これだけ市場の中に蔓延——蔓延しているというか入ってきているという現実の中で、私たちは消費者として、それが遺伝子組みかえ食品かどうかということを知る権利は私たちにあると思うし、それを学校給食の現場で振り返って考えてみると、

保護者たちも、それを知りたいと思っている保護者たちがいると思うし、私たちの子どもはそういうものはできるだけ食べさせたくないというふうに思っているご家庭であれば、学校給食の場面でもできるだけそういうことは避けてほしいと思っていられる方があられるかもしれない。そういう声を拾っていくとすれば、私はある程度のガイドラインというのは出てくるのではないかなというふうに思うんですね。

今、教育長がご答弁いただいた中だけでも、基本的に遺伝子組みかえというふうに表示をされている食品については使っていないんやというふうに出てきているというのは、それは立派な一つのガイドラインではないかなと私思うんですけども、それをきちんとやっぱり明文化をしていくということは、私は町としては大事な作業だと思うし、そうしているんやということを保護者の皆さんに向けてアピールをしていく、そして運営委員会の中でアピールをしていくということは、私はそれはそれで大切な場面やというふうに思うんですね。給食が給食指導というふうに教育現場の中で言われている限りにおいては、私はそういうことをしていく手法というものは必要ではないのかなというふうに思うんです。

今は遺伝子組みかえ食品のことだけでお尋ねをしましたがけれども、さまざまなケース、場面でそういうことというのはある得るというふうに思っているんですね。そのあたりはどうなのかなというのが私はとっても聞きたい。例えば、果物であれば、それが農薬を使っている果物なのか、あるいはもう一つの選択をして、できるだけ少農薬の果物なのかというのは、選択肢の中で出てくると思うんですね。その辺を、現場の栄養士さんが、今現在一手に引き受けてされていることやというふうに思いますけれども、そのあたりは私ガイドラインというのが出てくるような気がするんですけども、いかがでしょうか。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 確かに最近の食品状況を見ても、いろんな心配する状況がございます。そうした中で、給食としては、万全の態勢をとりながら安全な食材を提供してまいっておりますし、これからもやはりより安全な食材を提供していきたいというふうに考えております。

ただ、今も質問者がおっしゃっていただいているように、そうしたガイドラインの必要性について、今現在やっていることだけでもできるのではないかなというようなお話でございしますが、そうしたことも含めながら、また先ほど住民生活部長も申し上げておりますように、そうした安全食品の条例の制定についても研究していくというようなことも申し上げ

げておりますので、それとあわせて学校給食の食材の確保、安全性についてのこともあわせて検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） 今、教育長からご答弁をいただきました。考え方については、理解をいたしました。

1点だけもう1つかかわって聞かせていただきたいんですが、経済的な意味合い、どうしても少農薬であるとかという部分については金額的に高いケースってありますよね。選択をする場合に、安いのか高いのかという判断が先に働くのか、それとも安全性が確保される、より安全やということが重点に置かれるのか、そこはどういうふうに考えておられるのか、ちょっと教えてください。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 大変難しいことですが、価格から考えますと、より安全なものにつきましては、やっぱり給食費にはね返ってくるというふうなことがございます。そうした中で、現在徴収いたしております給食費の中で対応できる価格というものがあると思いますし、より安全なもの、その中でより安全なものを探していく必要があると思います。今、おっしゃっていただくように、価格に関係なしにやっぱり安全性を高めていけということであれば、仮に無農薬で価格が上がるとすれば、当然給食費も上がってくるということにもつながっていくのではないかなというふうに思っています。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） わかりました。

つい最近の新聞でしたけれども、朝日新聞の夕刊にこんなことを書いていました。とっても何ていうか、私たちと考え方がどうしてこんなに開きがあるのかなというふうに思っ
て読ませてもらった新聞なんですけれども、食糧難のザンビアが援助でもらったトウモロ
コシについて拒否をしているという記事が出ていました。これは、その中に遺伝子組みか
え食品、トウモロコシというのは、遺伝子組みかえの部分というのがとってもたくさんま
じっている部分で、援助をしてたくさんもらっている援助トウモロコシに遺伝子組みかえ
がまじっていると。そのことについて、食糧難のザンビアが、遺伝子が汚染されるおそれ
があるということで拒否をしたという記事が出ていました。記事の内容について細かく説
明をするつもりはありませんけれども、そういう形で国が明確に意志を表示をしていると
いうところも一方でありながら、そうでなくて、トウモロコシにどんどん生産性を重視を

していく上で遺伝子組みかえを入れていく国もあるというところで、そういう意味では、この違いは一体何なのかなと思ってちょっと考えさせられた記事だということで、若干紹介をしておきたいというふうに考えました。

それでは、3点目の質問に移らせていただきたいと思います。

これも学校給食と、それから保育所のことにかかわるわけですが、さまざまな形で除去食が必要とされる子どもさんがおいでだというふうに思います。そういう子どもさんたちに対しては、現在どのような対応がされているのかということについて、学校給食の現場、それから保育所の現場、教えていただきたいというふうに思います。

それとあわせて、具体的に事例があるのかどうかよくわかりませんが、宗教上の問題で食品を選択しているご家庭がもしあるとすれば、そういう子どもさんたちについてはどういった対応をされていくのか。あるいは、それが無いということであれば、今後もしそういう申し出がある場合は、どんなふうに対応されていくのか、現状について聞かせていただきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 除去食のことですが、特にアトピー等によりまして、牛乳、あるいは卵等の食物アレルギーの児童生徒がふえてきていると、そういったことについての対応につきましては、今現在栄養士、あるいは養護教諭、そして保護者との三者間の協議によりまして、連絡を密にしながら対応をしているところでございます。

保護者の方には、献立表とは別に毎日の食品配合表を配布いたしております。そして、その中で食べられないものがあるかどうか確認をさせていただいております。そうした細心の注意を払いながら配食をしているところでございます。

また、献立の中に食物アレルギーとなるようなものが含まれている場合につきましては、家庭から類似品をつくっていただいて、そして持ってきてもらったり、また牛乳がだめな子どもについては、家庭のほうから豆乳等の類似品を持ってきていただいて、他の子どもと同じような、牛乳瓶を用意してそこに入れて飲んでいただくようにいたしております。一人だけ違ったものを飲んでいるということのないような配慮を行って対応をしているところでございます。したがって、学校のほうにつきましては、除去食での別メニューの対応はいたしておりません。

また、宗教上の理由によりまして、肉類を食べられない児童生徒への対応についてでございますが、現在のところ、当町ではそうした申し出がないというふうに聞いております。

。

今後もし出てきたらどうするのかというようなことでございますが、それにつきましては、また十分その方々のご相談申し上げながら適切な対応をしていきたいというふうに考えております。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 保育所のほうに関しまして私のほうからお答えをさせていただきます。

町の保育所のほうの関係につきましては、食事を通して豊かな人間性を育てること、食事の正しい習慣を身につけ健康な体をつくることを目的といたしまして、保育士、調理員、栄養士等が相互協力によって実施をいたしているところでございます。

今、質問をいただいておりますように、当町の保育所におきましても、入園児童の中にも、食物アレルギーの傾向が見られる児童がおいでになります。その児童に対しましては、入園時の面接調査時に、医師の診断、指示によります食事調査書を提出をしていただいております。給食会議によりまして毎月作成をされます給食献立表を保護者の方にチェックをしていただいております。それをもとにしまして、食物アレルギーの傾向が見られます子どもさんたちに対しまして除去食を提供をさせていただいている。そして、児童の発育、発達並びに健康管理に努めさせていただいているということでございます。

2点目の宗教的な理由の関係でございますけれども、教育委員会同様現在保育所のほうにおきましては、そういう申し出はございません。対応につきましては、教育長のほうからお答えをしていただきましたとおり、保育所のほうにおきましてもそのような対応で考えていきたいと思っております。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） ありがとうございます。いわゆる食物アレルギーをお持ちの子どもさん、アトピー子ちゃんたちは、どのぐらいの人数の方がいらっしゃるのでしょうか。どのぐらいの給食数でそれを対応されているのでしょうか。おわかりでしたら、数をそれぞれ教えていただけますか。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 保育所のほうから園児につきましてお答えをさせていただきます。

2園ご存じのように当町にはございますけれども、合計数でさせていただいたほうがよろしいでしょうか。それとも個々に。

——そしたら、2園を合わせまして1

1名のそういう食物アレルギーの園児がおられます。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 申しわけないです。はっきりした数字をつかんでおらなかって申しわけないんですが、全小学校で数人というふうに聞いております。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） ありがとうございます。

あと1つだけ、すみません、これにかかわって教えていただきたいんですが、最近ベジタリアンの方、割と多いですね。お肉類を拒否をされている方いらっしゃいますよね。それはさまざまな理由もありますし、肉をどの範囲で食べないというふうに決めておられるのかというのもそれぞれあるんですけども、例えば卵とかチーズとかバターまではいいけれども形として肉になっている部分はだめとかというふうに、それぞれそういう個人の思いの中でされているご家庭ってあると思うんですけども、そういうのっていうのは、お申し出はありませんか。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） そういったものについては、今聞かされておられません。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 保育園のほうにつきましても、そのような申し出につきましては、今のところ聞いておらないところです。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） ありがとうございます。以上で、1点目の食品の安全にかかわる条例については終えさせていただきたいと思います。

次に、2点目の私ども斑鳩町の特に救急小児医療の実態について質問をさせていただきたいというふうに思っています。

9月9日が救急の日ということで、新聞紙上でも随分大きくキャンペーンが張られていました。救急医療は、みんなの命を守るために、医療に携わる人々、救急隊、それから搬送業務に携わる人々など、大勢の人々の努力によって24時間体制で支えられていますというふうに書かれていました。確かに文章にすると、24時間体制で支えられているというのはそうなのかもしれませんが、私たちいつでも患者になる得る小さい子どもさんをお持ちのご家庭からすると、果たして24時間体制での救急が本当に確保されているのかどうかということについてお尋ねをさせていただきたいというふうに思います。

まず、1点目でございますが、2カ年分ぐらいの分で、西和消防で把握をされている部分で結構ですので、小児医療の救急の実態について教えていただければというふうに思います。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今、ご質問いただきましたように、平成12年度、平成13年度の部分として、西和消防組合で斑鳩町の住民の方で小児科の救急搬送の数値といたしましては、平成12年度では44件、そして平成13年度では51件ということでございます。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） 今、お示しいただいた部分は、斑鳩町の部分だけですね。斑鳩町在住の方ということですね。

○住民生活部長（中井克巳君） はい、そうです。

○4番（山本直子君） これは、すみません、斑鳩町の救急の実態の割合としてはどのぐらいになるんですか。子どもというのも、年齢的にはちょっと特定しにくいのかなと思うんですが、15歳以下ぐらいというふうに理解をすればいいのか、そのあたりを聞かせてください。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） これは、小児科に搬送されたというような中での数字でございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

先ほど申しあげました数字、年度と言いましたけど、暦年でございますので、12年、13年ということで、1月から12月31日ということでご理解をお願いします。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 斑鳩町の救急車によります搬送によります、今申しあげました数値の占める割合の関係でございますけれども、12年の分といたしまして、救急の出動の件数が782件ございます。44件の小児科への搬送がございましたので、率でいきますと約5.6%、そして平成13年は800件の出動件数がございます。小児科への搬送が51件でございますので、約6.4%の割合になるということでございます。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） ありがとうございます。

それでは、2点目と3点目を一緒にしてあわせて質問をしたほうがよりわかりやすいの

ではないかというふうに思いますので、そういう形をさせていただきます。すみません。

まず、私は、少し今データは示していただいたんですけども、これ以外に多分、救急車の出動は必要ないけれども、ご自分で病院がわかれば運びますよというお申し出というのは、かなりの件数あるのではないかなというふうに思っています。私自身も経験があるんですけども、そういう形で何件か対応をさせていただいたことがあります。それが果たして救急なのかどうなのかと言われると、幅は確かにあるというふうには思いますが、とりあえずご家庭での処置ができない段階ということで考えさせていただきますと、この数字以外にももう少し多くの子どもさんたちが、何らかの形で医療関係に時間外以外で診療をしていただいているのではないかなというふうに思っています。そういう前提に立って、このことについては、若干現在の体制では無理があるのではないかなというふうには実は思っています。

それはどういうことかというふうに言いますと、特に子どもさんの場合は、子どもさんご自身で症状がなかなかうまく伝えられにくいということが1つと、それから子どもさんの容体が大変変化をしやすいということの上で、必ずしも適切な処置や処理がそのときそのときにとられていく現状があるのではないかなというふうに思っています。

今現在はどうなっているかということについては、また改めてご説明をいただければ大変ありがたいというふうに思うわけですけども、取り合えず休日あるいは祝日の場合は、三室の休日応急診療所での第1次の診療が可能である。そして、それ以外に、夜間の場合であると当番の医療機関が決まっています、とりあえずそこが受けていただけるというのが実態なのかなというふうには思いますけれども、私の経験でも、かなり遠い病院に搬送をされたというケースがありますし、なおかつ搬送はされても、そこで検査が十分できないので、とりあえず応急処置だけはするけれども、翌日にしかるべきところに行ききちんと見てもらいなさいという手当のされ方をされたというケースもあります。

そういうことを考えると、休日や祝日に限らず、普段の日の夜間の子どもの医療体制を早急に確立することが必要なのではないかなというふうに思っています。このことは、斑鳩町だけで対応すればいいというふうには思っていないくて、せつかく7町でそういう体制を持っているわけですから、そのあたりを少し考えていただいて、普段の日の夜間の子どもの救急医療について、どこか遠い病院に行くのではなくて、三室の休日診療所をそういう形で使っていただければどうかというふうに思っています。

少し調べていきますと、東京都の例ですけども、15歳以下の子どもの患者が、

普段の日であれば56%を占めていて、しかも受診時間が午後6時から午後10時に50%も集中しているという実態があるようです。ちなみに東京都は、普段の日の夜間24時間の医療の体制をとっているという状況の中でこういうデータが出てきているわけで、私はぜひとも夜間の子どものクリニックが必要ではないのかなというふうに思っています。どこに住んでいても、24時間夜間でも子どもさんの医療が受けられるようなことというのは必要なのではないかなというふうに思っていますし、なおかつ孤立した子育てをどうしても強いられている現代の状況の中で、子どもの異変に保護者がなかなか対応しにくくなっているという現状を踏まえて、ぜひとも子どもの時間外、そして夜間救急のできる医療機関が必要なのではないかなというふうに思っています。

このあたりで、実態と、そういう形で、私が申し上げたような形で対応ができるのかどうか、あるいはそういうことについてはどんなふうに考えておられるのか、あわせてご答弁をいただければというふうに思っています。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） まず、奈良県下の救急小児医療の体制の状況でございますけれども、1次医療機関といたしましては、県内に10カ所の休日・夜間の応急診療所で対応をさせていただいております。2次医療機関としては、斑鳩町が存在します北和地域として8カ所がございます。中・南和地域で8カ所の合計16カ所の病院が輪番制で、議員もご指摘ありましたように、対応をさせていただいている。そして、3次医療機関として2カ所の救急救命センターが対応をしているということでございます。

救急医療の充実というのは、当然そういう形でご指摘のあるとおりでございますけれども、一方で病気や怪我の発生を未然に防止していく努力も、病気や怪我が発生した際に的確な対応をとることなどが家庭にも求められているのではないかと、このように考えております。家庭におきます育児機能を強化するために、保健事業として、夜間及び休日に小児救急医療に対応できる医療機関の情報を提供したり、子どもの症状に対します知識や応急手当等につきまして、子育て教室や健康診断、訪問指導の機会を通じましてその習熟に努めることも重要ではないかと、このようにも考えております。そのため、救急時に身近に相談できることが親の安心感につながっていくのではないかと、日ごろからかかりつけのお医者さんを持つようにも啓発をいたしているところでございます。

あと、今後の対応の考え方なんですけれども、遠くまで搬送というようなこともご指摘があったんですけれども、夜間の救急体制としましては、県内の病院で小児科、先ほども

申しましたように、小児科の輪番制で対応をしていただいております。広域圏の、今質問者のほうからもありましたように、休日応急診療施設組合でも対応はさせていただいておるんですけども、それも一応休日の21時までということで行っております。ただ、ご指摘をいただいておりますように、広域圏の取り組みの中でということもあります。その際、休日ということにはなろうかと思えますけども、その時間延長につきましても、今後の取り組みの課題ではないかというようには考えているところでございます。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） 今、ご答弁をいただいたことについては、私は、若干認識が違うのかなというふうに思うんですけども、確におっしゃるとおり、家庭に求められているものもありますし、未然に防ぐ努力ももちろんしなければならない、それはそのとおりだと思います。しかし、限度があるということについては、やっぱりそこは理解をしてほしいと思いますし、特に小さい子どもさんを持って、しかも必ずしも近くに相談をできるホームドクターがいるという状況が100%確保されているわけでもないということから考えると、そういう意味でいえば、もう少し子どもさんたちの医療の問題について手を尽くしてもいいのではないかなと私は思います。

小さい子どもさんをお持ちのご家庭であれば、いつでもそういう不安が尽きないというふうに思いますけれども、病気や怪我だけでなく、家庭の中というのは、小さい子どもさんにとってとっても危ない場所であることも事実です。私たち大人にとっては何でもないものでも、碁石を飲んだり、あるいはそこら辺にころがっているコインを飲んだりということはあり得ることです。それを未然に防げというのは、もちろんそうですけども、そういう何が起こるかわからないこの状況の中で、やっぱり安全性、安全を確保していく上で必要な努力というのは、やはり一方でされなければならないのかなというふうに思いますし、今手薄だというふうに私が思っている部分について、特に普段の日の夜間の診療については、もう少し近くで安心した医療が施されるということについては努力をされてもいいのではないかなというふうに思っているということについて意見を述べさせていただきまして、私の一般質問を終えさせていただきたいというふうに思います。ありがとうございました。

○議長（小野隆雄君） 以上で、4番、山本議員の一般質問は終わりました。

続いて、11番、萬里川議員の一般質問をお受けいたします。11番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君） 議長のお許しを得ましたので、通告順に従いまして一般質

問をさせていただきます。

1 番目の「音楽療法について」でございます。

音楽療法については、平成 11 年 6 月度議会においても、愛知県の春日井市の例を引き、一般住民を対象に、講演、講座を開いて、多くの方々が音楽療法に関心を持っていただけるよう推し進めていただきたいことを述べました。その後、いかるがホールで荒井敦子先生による講演が実施され、音楽療法への認識が深まったと私は思っています。

音楽は、人の感情や本能に直接働きかけ、あらゆる人に生きる勇気を与える力があります。この力を、医療、福祉、療育の現場に活用し、生活の質を高め、身体の機能やコミュニケーション機能の回復に役立てようというのが音楽療法です。

こういった音楽療法を、多くの自治体や病院で取り入れられている中、大きな成果が上がってきています。斑鳩町としても、ぜひとも具体化してもらいたいと思いますが、その考え方についてお聞かせください。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 議員からもご指摘をいただきましたように、11年の6

月議会でご質問もいただいております。我々といたしましても、そういうことの中で、専門職という形ではございませんし、職員ではございませんけれども、今、議員からもご指摘をいただいておりますように、その音楽療法に着目をいたしまして、現在取り組

んでおります機能訓練事業 ——リハビリ教室というのがございますけれども、そういうところでボランティアの方々をお願いをいたしまして、協力をしていただきまして、参加されているお年寄りが懐かしむ歌を歌ったり、その歌にまつわることを話し合ったりして、痴呆等の関係とか予防にそのような活動でさせていただいている。

今後につきましても、こういうことで、今現在奈良市の社会福祉協議会のほうで、音楽療法の推進室というのが、議員もご承知いただいておりますように、実施をされております音楽療法のボランティア養成コースというのがございます。そのようなところを受講された方とか、音楽療法士が開催をされている教室で学ばれた方々、ボランティアとしてご協力をいただき、その中で取り組んでいきたいと、このように考えているところでございます。

○議長（小野隆雄君） 11番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君） ボランティア養成を学ばれた方ということで、これは音楽療法士という資格を得られた方になるのでしょうか。まず、それを1点聞かせていただけ

ますか。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今、ご指摘をいただきましたように、音楽療法士のそういう資格を持っておられる方ではなしに、そういう音楽を通してそういう活動をしていただけるという方のボランティアということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 11番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君） 先ほども部長がおっしゃったように、奈良市では、世界でも類のない、行政として初めて、社会福祉協議会の職員として13名の音楽療法士を受け入れ、音声館館長荒井敦子さんを中心とした活動が展開されております。

公明党女性局としても、7月に荒井敦子さんを講師に迎え、音楽療法フォーラムを開催したところであり、役場の担当の方々にもアンケート調査にもご協力を得ましたことを、大変ありがたく思っております。本当に感謝申し上げます。

回答を得たのは、自治体などを含め施設関係138施設と個人100人の方で、その結果、施設関係で音楽療法を導入しているのは、半数の69施設であります。このうち、特別養護老人ホームは、61施設中35施設、心身障害者施設では、35施設中18施設が導入していることがわかりました。また、導入していないと答えた施設の7割が、導入したい、関心があると回答しており、今後導入する施設がふえると予測されます。

音楽療法の現場で活動を実践している人の4割は、施設の職員やボランティアの方々で、半数以上の施設で活動の現場に音楽療法士がいないという実態が明らかになりました。地元第二慈母園においても、音楽療法に関心を持ってくださり、4名の方がご出席をいただいております。その中で、音楽療法士を将来的には考えているが、財源の問題もあり、少し先のことになるだろうとおっしゃっておりました。

また、音楽療法を導入している現場での具体的な効果として、徘徊老人が着席できるようになった。無反応の人が反応するようになった。表情が明るく笑顔が見られるようになったと、効果があると回答した人が9割にも上りました。しかし、音楽療法士の不足を訴える声も多く、私たち代表が県知事に、アンケート調査の結果とあわせ県の音楽療法士認定制度の早期制定など6項目を盛り込んだ要望書を提出したところでございます。

この要望書を提出する前に、私は岐阜県と兵庫県の先進地に行ってお伺いしてまいりましたので、ご紹介したいと思います。

まず、岐阜県の取り組みでありますけれども、平成6年4月に、自治体では全国で初め

ての岐阜県音楽療法研究所を設置し、音楽療法の普及、啓発に努められてまいりました。岐阜県知事の強い理解と要請があったとお聞きいたしました。日本一住みよい故郷岐阜県を具体化するため、福祉施策の中で、健康・住宅・まちづくりを加えて総合福祉を今後の重要な研究と位置づけ、さまざまな事業に取り組みられてきました。高齢者、障害者、さらにはすべての方々が健康であり続けるために、あらゆる観点からいろいろな取り組みを展開された。その一つが音楽療法だったようでございます。

これまでに、岐阜県内に177名の音楽療法士を誕生させておられます。大阪、名古屋、兵庫などの県外の人も入れると、236名になります。また、岐阜県音楽協会の入会者は195名とお聞きしました。これは、音楽協会というのは、先ほど音楽療法士の資格を取られた方が、別にその協会をつくられて、いろいろ音楽に必要なお仕事にかかわって手続を受けられてお仕事をされている、講演もされている、次の音楽療法士を育てる意味でのかかわりもされているということでした。

そして、1999年度の報告書によりますと、音楽の健康への効果を実験的に検証するために、人口的にストレスを付加し、その後に音楽を聴取させた。音楽にも高揚的な音楽と抑うつ的な音楽の2分法で検証を行った結果、高揚的な音楽は、個人を快活な感情状態に導き、免疫機能を高進させる働きを持つ。一方、抑うつ的な音楽は、個人を落ちついてリラックスした感情状態に導き、興奮した身体反応を鎮静化する働きがあることがわかった。この研究の結果から、本人の状態に応じてどのような音楽を聴取するのが健康増進に役立つのか、可能性が示唆された。

また、現場での実体験を話されておりましたが、特別養護老人ホームでのお話では、硬直した筋肉が音楽によって筋肉がほぐされ、うちに秘めた感情があらわれるようになった。いやすより発散することが大事である。障害のある子どもにも、遊びという要素を多く取り入れることにより、他人を受け入れることができる。音楽は、五感を刺激し、言葉では通じ得ないことでも音楽は通じる。障害者や健常者にも音楽療法の必要性を、この岐阜県で学ぶことができました。

もう1つのことですが、兵庫県でございます。兵庫県は、平成7年1月に阪神淡路大震災が起きました。悲しいできごとの経験と教訓、青少年の命にかかわる事件の経験等から、心身をいやすことができるよう、保健・医療・福祉分野だけでなく、宗教や芸術、文化など、多くの分野を統合、融合したアプローチの理念を確立し、具体化することが必要となってきた。このことから、当時の知事でした貝原氏が、音楽療法

の積極的な取り組みを行ってこられたところでございます。

兵庫県は、岐阜県と奈良市の先進地を視察されました。そして、平成12年に音楽療法士の講座を行い、29名の方が音楽療法士補として終了されました。そして、13年には、こういった実践の経験を積まれた方、要するに具体的な学習目的と実践計画を有する方、2種類以上の音楽、または歌を歌われることのできる方、また専門分野に従事している方を中心に資格をとられることによって音楽療法士となられたということなんですね。

これは、2つの例を引きますと、私たち一般の住民からしたら、岐阜県のほうが取り入れやすいなと、取り組みやすいなというふうに思いました。今は専門的にしなくても、音楽に興味があって、そのボランティアにかかわっていきたい方であればどなたでも受け入れられる。そして、第1段階、第2段階と、その中で専門分野を習得できるということが岐阜県でございました。兵庫県は、最初から目的がないと受け入れない分野でございました。こういった中で、資格者がこのような大きな人数の差が出てきているのではないかなというふうに思いました。

このことが、県としての取り組みの発端になられたのは、その後私自身も視察をさせていただきました老人保健施設向陽りんどう苑まで兵庫県の事務の方に案内していただいたわけですが、この理事長の山口陽雄先生は、向陽病院の精神科・神経科の名誉院長でもあられるわけですが、この精神科の人々を、患者さんの自立と社会参加をサポートするために、遊びを取り入れて精神医療に力を入れてこられたわけですね。要するに芸術療法、レクリエーション療法ということを取り入れられながら頑張ってこられた。この山口先生も、書道とか絵とか心得がありまして、いろいろ習字を教えたり絵を教えたりかかわってこられたんですけども、なかなか声を大にしても皆さんがついてこられなかった。楽器演奏をこの先生されるわけですが、楽団を通して音楽を聞かせたら、ほとんどの人がそこに歩み寄ってきて聞いてくれた。これは、音楽というものは、多くの方が取り入れやすいんじゃないかということで、貝原前知事に、音楽療法を取り入れて健康なかかわりを元気な高齢者に、また障害者にかかわっていただきたい。ましてや、阪神淡路大震災のように、こういった精神的にも肉体的にも落ち込んでいるときこそこの音楽療法が必要ではなかろうかということで、山口先生の訴えの中で取り入れられたということを聞いております。

そして、この先生は、もともと音楽療法を取り入れるために音大を卒業された声楽家、またピアノ科の方を職員として雇われておりました。そして、県の取り組む中でこの2人

を派遣されまして、音楽療法士という資格をとられて、いまなお現場での活動をされているわけでございます。

そして、ここでもシルバーコーラス部を結成されまして、その音楽療法士の方の指導が行われておりました。何曲か歌われているのを聞いておりましたけれども、そのときに聞いた歌は、「蛍」という歌でございました。皆さん方一人一人会話をされながら、おじいちゃん、おばあちゃん、蛍は、昔ですからたくさん飛んでおりました。その中でどのように皆さんはとられたんでしょうかということをお聞きになりました。1人のおじいちゃんは、私は帽子でとったな、1人の人は手でとった、1人の人は竿に取りつけて、袋に小豆のもみがらを入れて振っていたらそこに引っついてきてとることができた。いろいろの環境、また生活の中で、そういった蛍のとり方一つにしても違ったわけですが、そのことを通して、昔懐かしく思われて笑みがたくさんこぼれておりました。

そして、最後のリクエスト曲に、何がいいですかと聞かれたときに、「しかられて」ということをリクエストされました。私にしたら、「しかられて」という言葉、何か寂しいようなそういう切ない思いがするわけですがけれども、そういった「しかられて」をリクエストされた中で、後から、どうしてですかというふうに聞いたんですがけれども、各施設を回るときに、皆さん最後に希望される歌は「しかられて」なんですよというふうに言われました。私自身は、この「しかられて」ということにかかわっては、青拓美さんの講演の中の一つの歌の例を出されているのと同じなのかなと思いました。例えば「旅愁」という歌、これは、わびしさ、孤独感を歌ったどちらかという消極的な考え方の曲です。この考え方を歌で共有することによって、非常に受け入れやすい心理状況になる。何か元気がない自分を、頑張らなきゃと追い込むとつらい気分になりますが、今の自分も音楽と一緒にまず認めてやろうと。同じように、障害者の気持ちに寄り添い、何事も否定しないことから入って、解決策へとゆっくりと考えるという状況を音楽は非常に作りやすいということを述べられております。

要するに、こういった静かな歌というものは、精神を安定もし、そして心よい気分にするということも、岐阜県でもそういった実験をされていたと同じように、「しかられて」ということも、そういった音楽的な効果もあると同時に、昔を懐かしまれて悪いことばかりではない。親に、またきょうだいにかわいがられて自分は今にあるという懐かしさも踏まえているんじゃないかなということを実感した次第でございます。

そこには、神戸市体験学習トライやる・ウィークというのがあるということで、以前に

も訴えましたけれども、ここの音楽療法士の勉強にも4名の女性が、中学生の方がここに参加されておりました。

そして、この向陽病院に勤められる音楽療法士の方は、くしくも奈良県郡山市の方でございました。私は、この音楽療法士の資格をとって勉強したいと思ったけれども、奈良県では受け皿がなかった。この受け皿のある兵庫県に来て私はこの仕事ができるで大変喜んでいくということでもございました。そういった中からも、音楽療法は、これからも、若い人たちも大いに受け入れていただけるお仕事ではないかなというふうに思います。

奈良市の市長も、音楽療法の導入のきっかけは、病院の待合室で待たれるお年寄りを見て、元気なお年寄りをふやしたい、そのために予防に力を入れたいんだと。また、高齢化が進む日本の医療費が心配される中で、音楽を通して元気になっていただくことで医療費は抑えられるのではと思取り入れたとおっしゃってございました。

奈良市が、高齢者の健康づくりや社会参加を目的に取り組んでいる60歳以上の高齢者で結成されておりますシルバーコーラスは、現在1,860名がおられるとのことですが、参加者の38%がこのシルバーコーラスに入って、歌うことによってよく眠れる、26%が家族との会話がふえた、16%が医者に行く回数が減ったと答えられております。

今回の調査は、コーラスに参加する60から95歳の男女計約938人を対象に、ことし2月に実施されたものでございますが、回収率は95%でございました。シルバーコーラスの活動年数が多ければ多いほど、今言ったいい意味の結果が、パーセンテージがアップしていると、効果が上がっていると。睡眠や医者に行く回数が減っているということも見られております。科学的実証はまだまだ薄いですが、アルツハイマーにもこの音楽療法は効果が上がっているということも、今実験がなされて表明されつつ

ある中で、やはり音楽療法は大変健康に効果があるということが実証されております。

斑鳩町でもいろんな予防施策があると思うんですけども、この1点、シルバーコーラス、先ほども向陽病院にも出てまいりましたけれども、斑鳩町においては、こういう60歳以上の方々だけのコーラス部というのが幾つあるんでしょうか。あれば教えていただきたいというふうに思います。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 私のほうで、この14、15日の日に夢フェスタという催しをさせていただく計画でおります。その中にご出演いただきますコーラスグループが、さくらコーラスというのがございますけれども、そのコーラスの方々の構成メンバーが

ほぼ65歳以上の方々であったと。私が把握しておりますのは1団体ということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 11番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君） ありがとうございます。さくらコーラス。今、「さくら」という朝のドラマをやっておりますけれども、こうした中で元気いっぱいこの歌を通して頑張ってもらえることは、本当にありがたいことだなあというふうに思います。

今後、総合福祉会館が建設される中で、こういった会合に伴っても音楽療法が必要になってくよいかと思いますけれども、そういった考えについて、ちょっとお答え願いたいというふうに思います。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今、ご指摘ありましたように、(仮称)総合福祉会館の建設の計画の中では、保健センター機能の移設をという考え方を持っております。その中で、先ほども申しあげましたように、機能訓練の設備も当然設置をしていかなければならないような状況になろうかと思っております。その中で、取り組みの考え方として、そういう今質問者もご指摘をいただいておりますように、音楽療法の形の部分も一つとして取り組んでいく考えで、今現在検討委員会のほうにもご説明を申し上げているところでございます。

○議長（小野隆雄君） 11番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君） 奈良市のほうでも、その音楽療法士を育てるという意味で、いろんなこれからも講座を開催されようというふうにも思いますので、できるだけ養成をしていただきながら、どのようにすれば一番いい状況になるのか。先ほども、歌にも2つの分野に分かれている。この人にはこういうかわりをせなあかんとか、いろいろ、歌が歌えるだけではなくて、それをいい方向に導くためにもいろんなやはり勉強をしていく講座があると思うんです。それに向けて、派遣をしていただきながら、よりよい音楽療法に向けて頑張っていたきたいことをお願いいたしまして次に移りたいというふうに思います。

2つ目でございます。

「子育て支援・児童虐待対策について」お伺いいたします。

まず最初に、子育て支援についてお伺いいたします。

都市化が進み、住環境の問題から核家族化が進む中、子育てで悩んでいる親が多いと思います。そんな中、子育ての支援のために多くの自治体では、ファミリークラブ、ファミ

リーサポートが充実してきています。当町としての取り組みについてお伺いいたします。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 少子化とか核家族化の進行によりまして家族形態の変化、都市化によります地域社会の変化に伴いまして、家族や地域におきます子育て機能が低下をいたしております中で、当町におきましては、子育て中の親たちを応援するため、本年の9月の26日からいかるがホールにおきまして、斑鳩町子育てサポーター養成

講座 ――全日程が7回でございますけれども ――を開催を予定をいたしております。本年度は、地域におきます子育てサポーターとして活躍をしていただくための基礎的な保育方法や子どもの健康と安全に関します知識などを研修をしていただくということで考えております。次年度からは、研修終了者の方々に、子育て支援ボランティアとして、地域で子育てを支援することを目的としたボランティアグループの結成に向けた体制づくりを進めていきたいと、このように考えております。

また、保健センターにおきましては、妊娠の届け時より出産に対します不安を抱えておられます妊婦に対しましての相談とか訪問をいたしますことによりまして、よりよい母性の確立を図り、安心して出産、育児ができるようにも支援をしているところでございます。出産後2、3カ月ごろまでの子どもさん方を対象にいたしまして、全家庭を訪問をさせていただいております。育児状態を把握したり、育児や子どもの発達、しつけなどの相談を行いまして、日ごろから身近な存在として保健師に相談できるように個々に対応をさせていただいております。

また、よりよい親子関係を目指しまして、乳幼児健診とか離乳食教室やちびっこサークルなどにおきまして、疾病や障害の発見だけではなく、親子関係、親子の心の状態の把握ができるように、また母親の育児に対します不安の解消と母親同士の仲間づくり、情報交換の場を提供いたしまして、より安心して楽しく子育てできる体制づくりにも努めているところでございます。

また、教育委員会におきましても、各学校、園単位での家庭教育学級等におきまして、子育てについての悩みの相談や親同士の仲間づくりの場などの提供などをいたしまして、地域での子育て支援をいたしているというのが現状でございます。

○議長（小野隆雄君） 11番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君） 後の児童虐待対策についても同じようなかわり方だろうというふうに思うんですけども、将来的にはここまでサポートを養成する講座を開いて

いただいて、そして立ち上げていただく。今後は、結局は人口5万人以上でないとファミリーサポートセンターが設置でき得ないんで、この辺までのとどまりになるのかな。ただ、合併問題を視野に入れるならば、今後サポートセンターの中でこういうものを生かさせていただきたいなというふうに思います。

同じような考えと同時にスタートがされていたことに関して頭が下がる思いなんですけれども、こういった中でも、やっぱり先ほどの音楽療法とあわせて、(仮称)総合福祉会館建設の折には、さらにまた子育ての支援の充実をお願いをしたいというふうに思っております。もう1つの児童虐待にかかわって、平成12年5月24日に児童虐待の防止等に関する法律が公布されました。第4条には、国及び地方公共団体の責務がうたわれておるわけですが、斑鳩町としてどのような対応をされようとしているのか。また、当町として今後、里親制度というのがあるんですけども、虐待された子どもたちに対応しても専門里親制度というのが今後つくられていくと思うんですけど、その考え方についてお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長(小野隆雄君) 中井住民生活部長。

○住民生活部長(中井克巳君) 先ほどのご質問と同じお答えになるかもわかりませんが、子どもを取り巻く環境というのは、複雑、多様化しているところでございます。その中で、児童の虐待に関します痛ましい事件が相次いで発生をいたしました。大きな社会問題となっているのは質問者もご承知のとおりでございます。平成13年度におきます県児童相談所の児童虐待に関します相談件数につきましては、320件でございます。前年度と比較しましても、45%の増という非常に多くの相談件数が、また引き続き増加をしていく傾向にもあるというようにも言われております。

こうした中で、虐待を早期に発見し公的な機関が権限を持って介入できるよう機能強化を図りました、質問者も申されましたように、児童虐待の防止等に関する法律というのが、平成12年の11月20日に施行されております。

当町におきましては、平成9年から子育てネットワーク斑鳩の名称で、子ども家庭相談センター、中和福祉事務所、主任児童委員、療育教育指導員とか保健所の所長、保健センター、福祉課の職員で構成をいたしております「子育て支援に関します会議」というのを開催をいたしまして、子どもを取り巻くさまざまな問題について情報交換を行いまして、関係機関との連携を図ることによって、子どもへの虐待の早期発見、早期対応に努めてきているところでございます。

また、虐待の早期発見の重要性がうたわれておきまして、保健センターにおきまして実施をされております乳幼児健診とか家庭訪問、保育所、幼稚園、小学校等の健康診断などの機会におきまして、保健師、保育士、先生等によりまして、早期発見や子育ての悩み等の相談窓口としての家庭支援講座、子育て相談などによりまして、虐待予防の働きを果たしているのではないかと考えております。

さきの質問にお答えいたしましたように、子育てサポーター養成講座を受講されましたサポーターの会員によりまして地域における子育て支援活動や各種相談活動も虐待予防の一翼を担っていただけるのではないかと、このようにも考えております。今後とも、各種の各関係機関との連携を密にとりながら、虐待防止活動に努めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

2点目の里親制度の関係でございますけれども、この里親制度につきましても、児童虐待の関係の中で、児童の健全な発達におきまして、乳幼時期の愛情関係の形成が極めて重要でありますことから、できる限り家庭的環境の中で養育されることが大切であります。特に児童虐待など児童を取り巻く問題が深刻化する中、家庭での養育に欠けます児童を温かく愛情と正しい理解を持った家庭の中で養育をされます里親制度にも注目が寄せられているところでございます。

この里親制度というのは、県のほうにおきまして制度化されているところでございますけれども、その中で町といたしましては、その相談を受ける窓口として、そういう職員の研修等に力を入れていかなければならないというように考えております。

○議長（小野隆雄君） 11番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君） 最初の、児童虐待に対する通告義務等が行われるようになってこれだけふえてきたのか、その1点。

それと、五条市のほうは、児童虐待のそういうネットワーク化が進んでいるんですけども、これを進めることによって、学校関係の児童虐待の通報がふえたということ、今までと違った形でふえてきているというふうに言われているんですけど、斑鳩町におきましては、どのような変化が起きてきているのか、わかりましたら教えていただきたいというふうに思います。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 学校のほうの児童虐待の実態ということでございますが、今現在学校のほうからそういった報告は受けておりません。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） すみません。議員さんには申しわけないです。最初のほうの通告のご質問があったと思うんですけど、もう一度言っていただけたらありがたいです。

○議長（小野隆雄君） 暫時休憩します。

（午前10時22分 休憩）

（午前10時22分 再開）

○議長（小野隆雄君） 再開します。

11番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君） 要するに、平成12年の児童虐待の防止法の法律の中に、第4条に、そういう児童虐待に対する通告義務等がうたわれているんですね。このことを受けてさっきふえたのかということも言ってたんですけども、今までとは、そのことによって、児童虐待の防止法に関する法律ができ得ないまでも今報告がなかったっておっしゃってますし、それが義務づけられてもそんなことはないということをお聞きしたように思うんですけどね。ただ、五条市のほうでは、このことのネットワーク化することによって、通告する義務があるということから、素直にお名前を聞いて嫌やねんという人がいなくなったんで、そのことにかかわって連絡がいっぱい入ってきて早く、大きくならない中で処理することができるようになりましたということをおっしゃっているんですね。

今、五条のほうでは、3歳未満の児童虐待が、今かかわってらっしゃるのが4件あるということぐらいで、五条市もそんなにたくさんの児童虐待があつてネットワーク化を進められたのではなくて、防止を中心に、児童虐待を早く防がなくてはならない。そこからネットワーク化が進んだということで、もし今言われたような子育て支援とあわせてそういう人たちにも協力を得て、早くわかるようにとか、いろんなものができておりますので、斑鳩町においても、そこにリンクすることによって、よりそのほうがいいかなと。

五条市のほうでも、1歳半、2歳、3歳、3歳半と乳幼児健診がありますので、やはりそのときに裸になる機会があるから、何か暴力とかそういう虐待を受けてないかなというのがわかる。来られてないところにははがきとか電話を出して次の健診に来てください。今、言われたように、斑鳩町も各家庭を訪問をしてこのことを進められているということで安心したんですね。五条のほうでも、なおかつはがきとか電話でも健診にお見えになら

ないときは、足を運んでその家に行って、その子どもさんの状況を調査しながら、あわせて虐待はないかということ調べているということを知りましたものですから、斑鳩町がそこまでされてないのであれば、そのようにしていただきたいということを伝えたくてこのことを申し述べましたので、子育て支援とあわせて児童虐待のこともよろしくお願いをしたい。

前にも、ドメスティックバイオレンスのような、そういう暴力にかかわっては、小さいときにその暴力を受けた人が、大きくなってやっぱり潜在意識があったのかしら、自分が反対に手をかけているというのがほとんどなんで、こういう児童虐待を少数限に抑えつつも、後はそのケアをするために里親制度で、施設に入れるのではなくて自分の家庭の温かい雰囲気の中で育てる制度がある。それが、専門の里親制度で、2年をめでにいろいろ研修しながらやっていくのがことし10月から進められようと国のほうではしているんで、そのことももし研究課題としてやっていただけるのであれば、別に斑鳩町がなくてもほかの隣の町のお子さんでも受け入れる体制があればしてあげてほしいなというふうに思いましたので、里親制度も述べた次第でございます。

次に、最後の質問でございます。「中学生の子どもたちの海外交流派遣について」をお伺いいたします。

斑鳩町として、豊かな国際感覚を身につけるために、平成7年8月より続けられてきた海外派遣が昨年より中止になっておりますが、なぜことしも決まらなかったのか、今後の取り組みについてお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 私のほうから、中止いたしました理由につきましてご報告を申し上げます。

以前にも予算委員会でもそういうお話がございまして、ご説明申し上げたと思うんですが、国際理解教育の施策といたしまして、平成7年度からニュージーランドに小中学生を派遣してまいりました。そうした中で、諸般の事情によりまして、平成12年度を最後に中止しているところでございます。

質問者のご指摘のとおりでございまして、中止いたしました理由につきましては、本町の国際化をどのように進めていくのかという中で、学校だけで取り組むよりも、町全体が国際化に向けてどう取り組んでいくのかというようなことから、町全体の取り組みを検討をする必要があると。こういうことから、13年度からの中学生の海外派遣について中止

をいたしております。

今後の取り組みについては、総務部長のほうからご報告をさせていただきたいと思えます。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 町全体の国際化の計画でございますけれども、平成12年度に策定いたしました第3次総合計画がございます。その総合計画の中におきましても、国際化の促進は、今後のまちづくりの中で重要な課題でございますということで、主要な施策として位置づけさせていただいております。

そうしたことから、現在国際化の推進計画の策定を進めているところでございます。外国人にとっても暮らしやすく親しみやすい国際交流のまちづくりを推進するための基本的な方向を明らかにし、地域住民レベルでの国際交流のあり方につきまして、調査研究を行っているところでございます。取り組みでございます。

○議長（小野隆雄君） 11番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君） 8月の奈良新聞においても、上牧町が30名の中学2年生を国際交流事業でオーストラリアに派遣ということで、写真と一緒に目にとまりました。斑鳩町としても、治安もよくホームステイの受け入れ態勢が確立されているため、ニュージーランドへの国際交流を進めてきたのにといい、残念でその紙面を見た次第でございます。

上牧町がこの事業をスタートさせた背景には、PTAを中心とした要望書が上がってきて、平成12年6月に中学生の海外派遣事業を進めるに当たり検討委員会を設置、同年12月に答申が出される中で、交流先もオーストラリア東海岸の都市と決まり、引率者においても、事務局担当者、町内中学校、2校があるわけですが、英語科担当教諭2名の4名といった具体的内容の答申をされている。昨年は定数30名で、オーバーすることはなかったけれども、本年はよかったというロコミもあって、45名の方の申し込みがあり、公開抽選を行った。受益者負担の原則から、10万円の個人負担としてお願いをされている。これは斑鳩町も同じでございました。今年度は町の費用964万8,000円であったとお聞きいたしました。今後も続けられますかとお聞きしますと、はいと即座に返事が返ってまいりました。

そういった中で、PTAから上がった要望、そしてこの国際交流事業の実施に関する答申、検討委員会を設置してこの答申、私とこと同じようだと思いますけれども、ちょっと

読ませていただきます。

本町においては、語学指導等行う外国青年招致事業により、平成9年度はイギリスから、平成10年度から平成11年度まではアメリカから、そして本年度はオーストラリアからそれぞれ外国青年を招致し、町内の中学校2校において外国語の指導及び国際意識の高揚に努められています。しかしながら、町全体としての国際意識はそれほど高いものではないと言わざるを得ません。

このような現状の中、まずは次世代を担う中学生に国際交流という形で国際意識の高揚を図り、ひいては町民すべての国際理解を深めようとする施策については大変意義深いものであると考えますということで、このように海外に行けるようになった次第でございます。

そういった中で、ただ違う導入のきっかけは、PTAから、保護者の方から上がってきた要請と、理事者側が決めた形の中でニュージーランドという違いだけだというふうに思うんです。斑鳩町でも、外国青年招致事業で、英語をきちっと話せるように、発音もいいようにということをやっているじゃないですか。そういった中で、私は、議会からも、本来は世界文化遺産の町として中国でもいいん違うかという話がありましたけれど、でもやはり中国へ行っても、まだ中学生では中国語を教わってないと思うんですよね。やはり英語を基本とした中で、より自分を磨く意味で、国際感覚を身につける意味で、私はニュージーランドもよかったのかなというふうに思っておりますし、私は子どもに対しての海外派遣は反対したことございませんし、何でかな何でかなと思いつつこの2年が過ぎたところなんですね。

そういった中で、私はこの上牧町の10日間のスケジュールを見せていただきましたけれども、最初の5日間は、すべて英語のレッスンと現地の学校の生徒との交流でございます。そういった中で、その後は、その後の2日間は、去年はなかったみたいですけど、ことしから農業体験をされております。乗馬も1つですし、そこの農地にかかわっての勉強、そのために2日間とってらっしゃいます。そして、後はやっぱり楽しい観光めぐりということもあって、やはり地元上牧に返ってくる計画を見せていただきました。財源のこともあるでしょうけれども、次世代を担う子どもたちに対して最優先した予算をやはり取り組んでいただきたい。

私、先ほど、町民全体にかかわって考えるんやということを切りかえられた理由が、まだ納得いかへんのですわ。だから、その辺をもうちょっと明確にさせていただいて、じゃ子

どもたち、今までニュージーランドに行った子どもたちがどういう活動をされているのか、追跡調査されたことがあるんですか。効果がなかったと思われるのかどうか、それをお知らせ願いたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 以前にも申し上げておったと思うんですが、参加した子どもたちは、今現在斑鳩町でそうしたグループをつくっているような活動をしていただいております。海外の青年とのインターネットによる交流とか、あるいは法隆寺等でそういう外国人が来られた場合の案内をしていたりというふうなこともございますし、また子どもによっては、卒業したら留学したいというような希望を持っている子どもたちもおりまして、やっぱり海外派遣してきた成果は非常に大きくあったというふうに考えております。

○議長（小野隆雄君） 11番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君） 教育長がそこまで海外派遣の成果をおっしゃっているわけですね。教育長として、どうして子どものためにそれを続けていただきたいという要請をされなかったんですか。なぜ町全体だけのものになるんですか。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） これからの社会情勢というのは、やはり学校も当然国際理解というのは大事でございますし、またそれとあわせてやはり町全体で国際化にどう対応していくのかということもあるわけでございますので、そうした中で、斑鳩町全体としてやはり国際化に向けてどう対応するのか、学校も含めてどんな取り組みをしていくのかということは大事だというふうに思っています。

そうした中で、やはり総合計画の中にもありますように、これからの斑鳩町は国際化に向けてどうすることがいいのかというようなことも十分検討する中で、では学校の役割はどうするのかということが出てくると思いますので、そうした中で、やはり斑鳩町全体としての取り組みの中で、学校の外国教育、あるいは国際教育というものをどう取り組んでいくのかということも定めていきたいというふうに考えています。

○議長（小野隆雄君） 11番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君） 先ほどグループをつくって活動をされているということもお聞きしました。7月20日、子ども夏祭りにおいても、子どもたちのために楽しくやろうというのでかかわっていただいていたということを後から聞いたんですね。そしたらその子どもたちは、後に後輩が続けというのを上げて待つてらっしゃって、そのグループ

をもっと大きなものにして、大きなものにするによって違うイベントがあったときに何かしようという、もっと発想的な行動ができ得たのに、ここでとまってしま
うというのも、一つの教育の一環としたら、もったいないなというふうには思います。

それと、後もし、私の子どもは成長してそんなあれじゃないです、もし自分のお子さま
が、小学校6年なり中学に上がり、中学2年生を対象にして海外派遣を待ち望んでいた人
にとったら、どんな気持ちだったんだろうかなというふうに思いますけれども、そういう
、あってほしかったのになという子どもの声を、学校の教育者の現場の方々からは、何一
つ声は上がらなかったんでしょうか。その1点聞かせていただけますか。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 特にそうしたことについて子どもたちから要望があったとい
うことは聞いておりません。

○議長（小野隆雄君） 11番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君） そういうものがあつたらどうだったのかということを知
られたことがあつたのでしょうか。そういう話し合う場がなかったから言えなかったとい
う部分もあろうかというふうに思います。

私は、もう一度、一つにまた違う形で踏み出されたんでしょうけれども、やはりこうい
った継続をされてきた事業を、やっぱり次世代を担う子どもたちのかかわりをカットされ
るといのがものすごく残念でつらい。だから、今後教育長として、教育のあり方をもう
一回見直す中で、このことも踏まえて検討をしていただきたいことをお願いいたしまして
私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小野隆雄君） 以上で、11番、萬里川議員の一般質問は終わりました。

午前11時まで休憩いたします。

（午前10時39分 休憩）

（午前10時58分 再開）

○議長（小野隆雄君） 再開いたします。

次に、15番、木田議員の一般質問をお受けいたします。15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） 前もちまして議長に提出しておりますレジメに従いまして質問
をさせていただきます。

1つ目でございますが、「異常気象の定義と対策と行政のかかわりについて」というこ
とでございまして、1番目、「毎年繰り返される災害に対して、異常気象として片づけら

れておりますが、対策は十分であると思っておられますか」ということで、異常とはやはり普通でないという意味で使われておりますが、毎年どこかの地域や国で発生していることを異常とするのは、やはりこの時代から考えてもちょっと見識違いがあるのではないかと私は考えます。

環境の悪化によりましてオゾン層が破壊されて、地球の温暖化を招き、オゾン層がもとに戻る間もないほど破壊が進んでおります。現況の気象が、やはり通常とみなすべきではないかと思われまます。今までの対策や対応を一変させるべき緊急の課題となってきておるように思いますが、行政側の受け取り方は、あくまでも異常気象ととらえられておられるのか。やはり100年、200年の周期で起こるといことが異常と言えらと思ひますが、毎年あるということは、異常と片づけるのは、やはり早計ではないのか。

国や県と町との見識の違いはあっても、やはり地方分権が進む中におきまして、行財政改革とか叫ばれながらも、目立った業績も上がっておらないように思われまますが、町単独事業としてもその対策を進めてもらいたい。そして、斑鳩町においては、やはり有名な目安出身の助宗氏が個人でもって災害対策に当たられたという実績が残されております。率先して住民の生命、財産を守り、安全、安心して暮らせるまちづくりのために、勇気ある早期実行をお願い申し上げます。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） ただいまご質問の件でございますけれども、確かに質問者がおっしゃるとおりに、最近では毎年のように集中豪雨の被害が各地で起こっておるということでございます。それを異常気象というふうに片づけられるのかということでございますけれども、確かに異常気象という形でとらまえてはおるんですけど、おっしゃるとおり、こういうのが常に起こってくるということになると、異常気象ではないだろうというふうな形にも思ひまますけれども、その対策は十分であると思っておられるかというようなことだと、行政としてはどう思っておられるかというようなことだったと思ひまますけれども、一応斑鳩町といたしましては、町内で発生する災害に備えまして、地域防災計画を策定をいたしまして、それに基づいて体制を整えておるというのが1つでございます。

また、先ほどおっしゃってましたように、災害の未然防止するためにどういう形の、事業的なものなんでございますけれども、やっているのかというようなことでございますが、町といたしましては、大和川におきます総合治水、大和川流域総合治水対策事業というのがございまして、その一環といたしまして治水対策事業も実施しております。その中

で、一応流域対策ということで、最近の都市型の災害等も発生しておりますので、貯留浸透事業等も実施をさせてもらっているところでございます。町内には、県管理の未改修河川がございますので、富雄川を初め三代川という未改修河川がございます。そういったものも早期に完成すべく、関係機関に要望をしたり協議を進めているところでございます。

質問者がおっしゃるように、異常気象により局地的に集中した降雨が予想されるということで、そのほかに警戒体制、水防管理体制といったことで、一応気象情報、情報をいち早く収集いたしまして、町においても重点的なパトロール、要するに河川パトロール、その他溢水する箇所等を重点的にその情報に基づいてパトロールを強化いたしまして、災害の未然防止を図るように考えて措置をとっているところでございます。

いずれにしましても、これが異常気象として考えられるのかどうかということでございますけれども、今現在では、やはり我々が思いますのには、100年に1遍、何十年に1遍というような災害、100ミリを超えるような降雨だとかというような関係につきましては、今のところ異常気象ではなかろうかというふうにも考えているところでございますけれども、いずれにいたしましても、対策といたしまして整備をいち早くするように十分今後も強く努力していきたいと、こういうふう考えております。

○議長（小野隆雄君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） まず、富雄川の関係なんかにおきましては、河川の河床の堆積物の浚渫が行われておりますわね。それによってある程度の増水に対しても対応できるようになっておりますけれども、町としても、秋葉川とか——秋葉川も県の河川ですけれども、今現在草がぼうぼうに生えて、1回刈って、あれは出水前ですかね、刈っていただいたんですけれども、今もう堤防と同じ高さぐらいになってきておりますわね。ことしには、台風とか、そういう水害になるような雨が降らなければそれに越したことはないんですけれども、その河川の管理の面において、何も草が生えているからそれによって溢水するのかどうかということまでは私も研究はしておりませんが、余りにもそうして、河川の水質を浄化するという意味では、ある程度そういう草が生えておるといいと思いますけれども、溢水とか浸水に対しての対応としては、やはり草とかの植物とか、あるいは堆積物を除去してもらうのが本来の河川管理の面からおいても重要であるのではないのかと思いますけれども、それについて、富雄川については毎年してくれはるのかどうか。

それと、ほかの秋葉川なんかについても、草とかを刈っていただいて、ことしはきれい

になったなと思っていたら、国道の橋のとこまで刈っていただいただけなんですけれども、それがもう今や堤防と等しいぐらいの高さにまた成長してきておりますので、それが何も障害がなければよろしいんですけれども、それがもとと考えられるようなことになれば、やはりそれも管理していただかなければいけないのではないのかなと私は思いますけれども、それらについて、富雄川の場合は毎年それを、目視というのか、それによって堆積物を除去されるのか。それと、秋葉川、ほかの河川もいろいろありますけれども、それらについても浚渫、そして除草をやっていただけるのかどうかについて聞かせていただきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 県管理の河川の堆積土砂の関係でございますけれども、それにつきましては、一応堆積がたまってきた段階、目視ということになりますけれども、そういった段階で、年何回という話ではございませんけれども、県のほうでその堆積土砂の搬出はやっているというふうに考えておりますし、今後も同じことだというふうに思います。

それと、草刈りについてでございますけれども、一応私が知っている限りでは、県議会のほうでもちょっと問題になっておまして、一応県の管理川、道路すべて含めてでございますけれども、今後維持管理をどういう形でしていくのかというような形で計画的なものを出せというような話もありまして、今それをまとめておられる最中だというふうに聞いております。

どういう河川、どういう道路、都市部にある河川だとか、いろんなランク分けといたしますか、優先順位的なものもあろうかと思っておりますけれども、どういう形で設定されるかというところまでまだ確認はようしておりませんけれども、予算の範囲内ということもございますので、年2回すべて刈れるとか年1回刈れるとか、この場でちょっと申し上げにくいですが、今そういった作業に入っておられるというのを聞いております。

以上でございます。

○議長（小野隆雄君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） それで、県の富雄川を一応代表として話をさせてもらってますけれども、堆積物が目視された場合に除去されるということで、そうしたら、河川のパトロールというのか、それは町がやっているんですか。それとも、県が河川の堆積物とかの現認というのか目視というのかをパトロールして行っておられるのか、どちらですか。町

ですか、県ですか。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 当然県においてもパトロールはやっております。しかし、町といたしましては、町の関係も含みましてパトロールをさせてもらっておりますので、その時点で気づいた段階で、お互いに情報は交換させてもらっておるということになっております。こういうことをご理解をお願いします。

○議長（小野隆雄君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） それでは、1番をよろしく願いしておきます。

続きます、2番目の、「本年も、ヨーロッパ及び中国での大洪水や国内での岐阜県及び高知、徳島県での水害は、本当に異常なのか」というふうに私は思います。これぐらい科学が発達した時代に、それを予知することができずに、大切な生命、財産が失われていくことに対し大きな怒りを覚えます。地震に対しては、予知や対策に巨費が投じられているのに、水害や渇水対策に対し、十分に事業費が投入されないのは、やはり認識が欠けておるのではないのかと私はと思いますが、これまでどおりの対応で十分だと考えておられるのかについて聞かせていただきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 先ほどのご質問ともかかわろうかと思うんですけれども、近年、特に地球上のあらゆるところで異常気象による被害が多発しているということがございます。水害につきましては、異常気象自体の、どういう形で異常気象が発生するのかというようなことも、いろいろ新聞紙上でもマスコミでも言っております。地球温暖化が関連する異常気象ではないかとか、マスコミなどではいろいろと話が出ているところがございます。温暖化が降雨にどのような影響を与えるかというのは、明確にはなっていないように聞いておりますが、最近の異常気象による水害について、この水害は、やはり我々が今思うには、やっぱり異常なことであるというふうに、こういうふうに思っておるわけなんでございますけれども、おっしゃるとおりに、今先ほどもちょっと答弁の中に申し上げましたけれども、我々といたしましては、今アメダスだとかいろんな情報の手段もございまして、いち早く雨の情報、台風等の情報をつかんで、また関係機関とも協議をいたしまして、町としてパトロールを強化いたしまして、いずれにいたしましても早く情報をつかんで未然防止に努めていくというふうに考えております。それに、当然河川改修、未改修部分については、一日も早く改修して災害に耐えられるように十分努力したいと、

そういうふうを考えております。

○議長（小野隆雄君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） そしたら、地震なんかに対して、高速道路の橋脚なんかでも、いまだにまだ補強工事、新幹線なんかでも補強工事やってますわな。それらもやはり、阪神高速が倒壊したということもあると思いますけれども、それよりも水害という面については、日本のどこかで毎年毎年繰り返されているという現実を見たならば、それを異常ととらまえずに、やはりこれはやるべき事業として私は考えていただきたいなと、そういうふうに思います。国、県、町との役割の分担はあると思いますけれども、やはり町は町としてできることを、町民に安心してやはり暮らしていただけるためにも頑張っただけでやっていただきたいなということをお願い申し上げます。

続きまして、3番目の「多摩川水害について、19年ぶりに原告側の勝訴との裁判所の判断が出たことに対しまして、行政ももっと住民の生命、財産を守るために最大の努力が必要と思いますが、どのように考えておられますか」ということで、今までの判例としては、画期的な判決であったと思われまます。自然災害に対しては、原告側の訴えはことごとく排除されてきましたが、時代の流れとともに、やはり裁判所及び裁判官の判断に変化が起こってきたように感じましたが、行政側はどのように対処され、その対策はどのように立てられるのか。今までのように責任逃れはできない立場に立たされたことを実感としてとらえ、早急な対策を強く要望しますが、この判例に対して理事者側が受けとられた印象というのか、それについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 今、議員お述べのように、多摩川の水害、昭和49年当時に台風16号によって豪雨が発生しまして、多摩川を襲って、260メートルにわたって堤防が決壊しまして、住宅15戸を押し流すと、大水害でございます。私にも記憶がございます。その裁判の結果でございますけれども、被害住民さんが損害補償を求めておられまして、多摩川水害訴訟を起こされた結果、平成2年ですか、国が治水に責任があるということが明確に判決されましたということでございます。

行政のほうが住民の生命、財産を守るために最大の努力をするというのは、当然のことでございます。この工事につきまして、個々の原因につきまして、どういう状態であったかというのはちょっと、あくまでも近年の集中豪雨について、局地的な大雨が降ってそういう生命、財産が脅かされるということでございますけれども、確かにおっしゃるとおり

、行政として、やはり住民の生命、財産を守るために河川改修等も最大に努力が必要だというふうに思っているところでございます。

今、先ほどの繰り返しのよう形にもなりますけれども、こういった被害を最小限にとどめるために、未改修河川、その他大和川総合治水で行っております諸施策を今後も一層進めてまいりますということと、それと異常気象の集中豪雨をいち早く察知いたしまして、パトロール強化をいたしまして、未然防止に対策をしていくということになろうかと思っておりますけれども、おっしゃっているように、当然行政側といたしましても、繰り返しますけれども、住民の生命、財産を守るために最大の努力が必要だと。これからは整備にもっと促進をしなければいけないというふうに感じております。

○議長（小野隆雄君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） やはり、判例を十分に勉強していただいて、そういう災害を起こさないような手だてを十分に打っていただけるようお願い申し上げたいと思います。

続きまして、4番目の、「今答弁をいただいております鍵田都市建設部長は奈良県よりの出向ということで、河川改修に私は大いに期待しておりますが、やはり年次計画を繰り上げてでも実施されるように努力を期待しますので、決意のほどをお聞かせください」ということで、県よりの出向といえ、任期中無事に過ごせばすべてよしということになしに、やはりこの斑鳩町に功績を残してかえっていただきたい。ただの人事交流にとどまらずに、事業推進に努力を願いたいと思います。私自身、富雄川の溢水の原因ははっきりわかっておりますが、それをそのままにして河川改修の終了まで対策をしないのは、やはり行政マンとして残念に思うので、残された当町での任期中に、早晩の解決に対し全力を投入されることを期待しますということで、斑鳩町としては、やはり農業が大切ということで、井堰に対して、何十年前かに設置された井堰やと思いますけれども、それに対して農業用水をとるために差し板をされておる。それが60センチぐらいの差し板をされておるということで、それによって、設置された当時と今との、異常気象というぐらいやから、そういうことも研究の中に入れてほしいということをやはり強くお願いしたいと思いますけれども、何十年、40年か50年前かちょっと、私も行った当時にはできておったので、いつできたのかはわかりませんが、農業用水を必要とされるときにとるために井堰が設けられておるということで、それが出水期と重なる期間が6月ぐらいからですか、それで今もまだそれが設置されておりますわね。それによってかなり農業されておられる方は助かっておられるとは思いますが、それによって水量がましてくる。そして

また上のほうから、異常と言われておるような降雨によって出水した水が一挙に流れてくることによって、それだけの水量がますということで、溢水の原因になっておるように、私はそういうふうに思っておりますけれども、県としても、県が許可されて、そして農業用水としてとらえられておるその井堰に対して、県は異常と認めておられるのであれば、やはり道路を上げるべきではないのかと。

今、河川改修ばかりを私も申し上げておりますけれども、やはりそれだけでは富雄川も全域ずっといくまでには何十年とかかるように思いますので、そういう利用しておられる実情を知らながら異常気象も認めておられるということであれば、やはり道路を何十センチか上げるべきではないのかと、私はそういうふうに思いますけれども、それについて、県はどういうふうに考えておられるのか。もちろんそれを取れとはだれも申しません。やはりそれは農業をしておられる方には大切な井堰ですので、それに対して対応策として何がベストであるかと考えたら、やはり道路を幾分かでも上げるのがそれに対する対策ではないのかと、私はそういうふうに感じますけれども、それについて行政側としてはどういうふうに思っておられますのか。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 一番最初に私の決意的なものということと、それから井堰に関してどういうふうにとらまえておられるのかというようなことだと思うんですけれども、私もこちらのほうに出向させていただきまして、県の事業も外から斑鳩町として見させてもらっております。おっしゃるとおりに、いろいろ計画を持って県も進めておるところではございますけれども、町サイドから見まして、ちょっと歯がゆいとかいうふうな形で思うことも多々ございます。その都度、土木事務所のほうにも話はさせてもらって進めておるつもりでございます。

私自身も、今までもそうしてきておりましたけども、今後一層県に対して町でいろいろ学ばしてもらったことを、町のほうから見たサイドのことで、県のほうへも要望なりという形でこれからも積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

それと、井堰の問題でございますけれども、県でも、要するに河川管理、河川分野、土木ですね、農林という形で縦割的なこともございます。河川管理上は、当然井堰というのはないほうが川は流れるんで一番いいということになりますけれども、農業側からいたしますと、当然利水関係で井堰が必要だということになります。

今、おっしゃっているように、井堰をどうもできなかつたら堤防を上げてはどうなのか

というような話もございます。河川改修は当然、ご存じのとおり基本的に下流から河床を下げてという形の改修にはなってくるわけなんでございますけれども、今おっしゃっている趣旨の中で、井堰の問題につきましては、知事が来られたときに、井堰の関係の会長さんのほうも、あの井堰、増水する水が出てきたときに、取ったり外したりも大変ではないかということで、何とか暫定的に改修するような方法はないのかというようなことも言われておりました。土木事務所のほうにも、一応相談には行きました。なかなか農のほうとの協議もございまして、難しい面もあるみたいには聞いておりますけれども、何とか方法はないかという形で問いかけてはおります。また、それもどういうふうにしたらいいものか、再度詰めていきたいというふうには思います。

それと、井堰を必要がないときに外してもらったらという話もございます。農業用水、今おっしゃられましたように、6月から9月末ぐらいまで稲作については水が要るわけです。それ以外にも、野菜等をつくっておられましたら水は要るわけです。どのときに取ればいいのかということもございまして。水利組合さんともいろいろ協議はさせてもらっておりますけれども、なかなか難しい状況でございまして。その件につきましても、また水利のほうともご相談をさせていただきまして、大雨の降る前に事前にわかっている、取り外しが簡単であればそうもおっしゃらないと思うんですけれども、その方法も含めましてもう一度協議はしてみたいというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（小野隆雄君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） 私は、応急的な措置として、どっちみち川底を3メートルか掘り下げられたら、ポンプアップが必要になってきて、ポンプアップせんらんような状況になると思いますけれども、それを今の段階でポンプアップの方式に切りかえられるような手段を講じられたらいいのではないのかなと。そしたら、たとえそれだけの流量が必要なんかどうか、それとポンプの能力がそれだけあるのかどうか、ちょっと専門的なことはわかりませんが、それによって井堰が10センチでも下げられることによって、大和川の水位も水害のときに、三郷の井堰が20センチですか、やはり削られたことによって水量が、流れる勢いが少なくなって、それ以後浸水もないというような状況ですので、ポンプアップということも視野に入れてというのか、そういう考えを持ってやはり県との交渉にも当たっていただきたいなど。どっちみちあそこへは、農業用水として必要なことが考えられますので、ポンプの設置は必ず必要だと、私はそういうふうに思いますので、

そうした場合に、あと何年かかるかもわからん。そしたら、ポンプの設備ぐらいやったら2年やそこらで可能ではないのかなというふうに思いますので、それらも研究していただいて、県のほうに強く要望していただきたいなど。そしてまた、そういう実績、功績を残して鍵田都市建設部長には県のほうに帰っていただきたいなということを思いますので、今後在任期間中にそれらを実現していただけるように努力を強くお願い申し上げたいと思います。決意だけもう一遍聞いておきます。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 確かにおっしゃっていただいているように、私任任期間中にすべてが解決すればというのが一番理想なんでございますけれども、決してそういうあきらめて無理だという話ではございません。だけど、そういう話がすべて、一歩ずつでも進むように何とか努力したいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（小野隆雄君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） えらい部長、いろいろと注文をつけて申しわけございませんでしたけど、よろしく願い申し上げておきます。

続きまして、2番目なんですけれども、「平成15年度より10カ年計画で実施される普通教室へのクーラー設置について問う」ということでありまして、全国の小中学校の普通教室全部にクーラー、冷暖房兼用かどうかちょっとわかりませんが、それらの設置が打ち出されましたが、その対象教室数と総費用について問うということございまして、町内には、小学校3校と中学校2校がありますが、普通教室と特別教室の数はどのくらいなのか。そして、ランチルームや給食室のクーラー設置はどうなのか。国よりの補助金が3分の1つくとのことですが、町が見込んでおられる費用として10年間に要する費用はどれくらいなのか。それに、10年も要するというので、初めに設置された教室の機械が、やはり10年の間には故障などが起こらないのか。そして、本体の掃除やメンテナンスの費用はどれくらい必要なのか。そして、どの学年から設置されようとしておられるのかについて、今わかっておる段階で結構ですので、聞かせていただきたいと思っております。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 先日、文部科学省のほうから、来年度の概算要求の中で、普通教室にクーラーを設置すると、こういう報道がございました。今、斑鳩町の各学校には、

コンピュータ室と、それから図書室、ランチルームの特別教室にクーラーを設置いたしております。普通教室にはまだ設置はいたしておりません。

そうした中で、仮に設置するとしたらその費用は幾らかということですが、これもきちっとした積算はできておりませんから、国の概算要求をいたしました資料から換算いたしましたの費用でございますので、ご理解を賜りたいと思いますが、今のところ1教室最低100万程度必要ではないかというふうに積算をいたしております。そして、小中学校の普通教室すべてにつけますと、約90教室がございます。このことから、総費用が約9,000万円が必要というふうに考えております。これに対します国の補助金3分の1がございますので、それを引きますと、町単独費用で最低6,000万円が必要になるというふうに考えております。

それから、10年かけて設置する場合の故障とか、あるいはメンテナンス費用等でございますが、今のところまだメンテナンス費用等、これらの電気代もかかってくるわけでございますが、メンテナンスあるいは電気代についての積算はまだいたしておりませんので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

それから、設置する学年ということですが、これも10年で設置するのがいいのか、あるいは期間短縮していくのがいいのか、これは財政とも大きくかかわってまいりますので、十分その辺は財政当局と相談させていただきながら対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（小野隆雄君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） そして、このクーラー、クーラーと言いますけれども、冷暖兼用な機械なのか。それと、ランチルームとかコンピュータ室とか図書室には、現在もう設置されておるといことなんですけれども、普通の家庭のクーラーにおいても、2年か3年間に1回は、1万円ぐらい1台につきかかりますけれども、その掃除をするということなんですけれども、それらは、いつごろから設置されたのかわかりませんが、その費用はどのようなふうになっておるのか。100万ぐらいかかるとか、コンピュータ室とか、そこらの今設置されておるなについては、もうちょっと規模の大きいものではないのかなと思いますけれども、それらの掃除費用とか、メンテナンスは余り何もかかってないとか、それらについてどのようなふうになってますか。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 現在設置いたしておりますクーラーにつきましては、学校のほ

うで適宜清掃をしながら管理をしていただいております。

○議長（小野隆雄君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） 本職でなしに素人さんがそないして掃除されて、それで掃除機で吸い取るぐらいか、あるいはフィルターを洗うぐらいで、それでいいのかどうかということですか。年がら年中使われておるのか、あるいは夏の間だけで、冷房だけで使われておるのかによって、中にたまる粉塵というのか、それらもある程度堆積してくると思いますので、専門家による掃除をお願いしたいなど。そんなん、目視ではそうした雑菌やらごみなんかはわかりにくい面もありますけれども、それらについて、やはり子どもの教育、あるいは身体を守るためにも、それを怠りなくやっていただきたいなと思います。

続きまして、2番目の「幼稚園に対する考え方はどうなのか」ということで、「幼児教育も考えたならば必要だと思いますがどうですか」ということで、現在町内には3幼稚園がありますが、教室数とクーラーの設置状況について、同じ文部科学省の管轄と思われませんが、当該施設に対する設置義務はないのか。町としては、常に幼児教育の必要性を強調されておりますので、その対応について聞かせていただきたいなと思います。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 幼稚園のご答弁を申し上げます前に、今学校のほうでクーラーというお話がございました。これにつきましては、現在夏休み中における学力向上の補習等、そうした中で、夏休み期間の問題等も十分検討する必要があるだろうというふうに思っています。そうした中でクーラーが必要なのかどうかということも考えていかなければならないというふうに思っています。

例えば、授業の中身、あるいは学校の運営によりまして、今現在設置いたしておりますコンピュータ教室、あるいは図書室をどう活用するのかというようなこともございますし、あるいはそうした中で、どうしてもできない場合に普通教室を設置していくというようなことにもなってくるかと思えます。そうしたこともございますので、今後、各学校、あるいは保護者とも十分相談いたしまして、その対応をしていきたいというふうに思っておりますし、また費用も、先ほど申し上げましたように、相当な費用がかかってまいりますので、財政とも並行してそうしたことの検討を進めていきたいというふうに思っています。

幼稚園のクーラーの設置についてでございますが、現在夏休み、今も申し上げましたように、夏休み前後には半日保育の日もあるということから、現在のところ、幼稚園につい

ては考えておりません。ただ、将来的に、幼稚園の保育時間が延長等の問題が出てきた段階で、それは、クーラーの設置ということについても検討していく必要があるだろうというふうに考えております。

○議長（小野隆雄君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） 今のお子さんは、暑さに対して弱いという面もありますので、そういうことを十分に頭の中に入れて対策をお願いしたいと思います。

それと、3番目の保育園に対しての設置についても、考え方や、そしてその設置の意思があるのかどうかについて聞かせていただきたいと思います。町内2園の教室数と設置状況はどうなっているのか。機械は冷暖兼用なのか。そして、その機械は毎年掃除されているのかと、年間経費はどれぐらいかかっているのかについて聞かせていただきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今、質問者のご指摘をいただきました保育所の冷暖房機器の設置についてでございますけれども、まずたつた保育所におきましては11基設置をいたしております。そして、あわ保育所におきましても12基設置をいたしまして、これは両保育所とも全部屋に冷暖房兼用の機器を設置をさせていただいております。保育の充実に努めているところでございます。

メンテナンスの関係でございますけれども、一応設置年月日がそれぞれ、11基、12基、すべて同一年度で設置をいたしておりませんので、設置年月日が少しずれている関係上、ローテーションを組ませていただきまして、今議員からのご指摘がありますようなメンテナンスの関係を年間計画をもって順次実施をさせていただいております。

このメンテナンスにかかります費用の関係につきまして、今ちょっと手元に資料がございませんので、後ほどまたお答えをさせていただくということでご理解をいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（小野隆雄君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） そしたら、保育園のほうは、専門業者によってメンテナンスとか掃除は実施されておるんですか。学校関係のほうでは、先生か用務員さんか知りませんが、その方らが掃除なんかをやられておることなんですけれども、費用ということであれば、専門業者か何かをお願いしておられるんですか。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） メンテナンスの関係につきましては、専門の業者の方に
お願いをいたしております。

○15番（木田守彦君） 掃除は。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） それらも含めましてすべてお願いをいたしております。

○議長（小野隆雄君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） 年々やはりそういう長期保育を要望される方も多くなっており
ますので、そういう整備とか掃除、あるいはメンテナンスについては、十分にやっていた
だきたいとお願い申し上げまして次の項に移りたいと思います。

3番目なんですけれども、私も何回も申し上げておりますように、「幸前と高安の間に
ある米寿橋の欄干の改善について」ということでございます。「橋が狭隘の上に、欄干が
ガードレール仕様のために視界がさえぎられまして、本年の8月15日にも、東側で衝突
事故が発生いたしました。今まで何度も改善を申し上げておるのに改善されない理由につ
いて」ということで、実際に現場で検証されたことがありますかということ、橋の欄干
のガードレールの幅が約30センチということで、死角となる橋側の車の窓からは、視界
だけでは、どれぐらいの時速で対向する車が走ってくるのか判断しがたい状況と考えたな
らば、やはり形態にこだわらずに、やはり早急な改善が必要だと思われませんが、町の考え
方としては、そういうことで、私が何回も申し上げておるのにその改善方がなされないの
かについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 今おっしゃってらっております富雄川、町道25号線
、富雄川にかかる米寿橋でございますけれども、昭和40年代中ごろに改修されまして現
在まで維持管理を行っておるといところでございますけれども、特に左岸堤防の町道3
05号線が交差するところで、左岸堤防沿いは縦断勾配が急なところもございまして、そ
の方線も外に膨らんでいるということから、交通安全確保のために平成3年に道路の縦断
勾配の修正、道路方線の修正を行ってきたところでございます。

今、おっしゃっているように、欄干のところガードレールになっていて見にくいとい
う話も確かにあったのかもわかりませんが、私ちょっとそこまで認識してなかって申し
わけないんですけれども、私もこの間ちょっとそこを走ってきました。余り意識してなか
ったんですが、この間走らせてもらいました。確かに、ガードレールがありまして、橋を

渡っているときにはそうではないんですけど、対岸の道に出るとき、交差に出るとき、ちょうど低い座席の車ですと、確かに富雄川の左岸側、特に下流から上流に向いて上がってくる車なんかが見にくいのかなというふうな形は思いました。何らかの方法でその辺は改善をしたいなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（小野隆雄君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） 今、部長がおっしゃられましたように、現実現場へ行って見てもらったら、その状況ははっきりとわかると思います。何かにつけても庁舎内におらずに、やはり皆さん方からいただいたご意見を現場に行って確認していただきたいことをお願いしたいと思います。

続きまして2つ目なんですけれども、「8月に草刈りが完了いたしまして見通しがよくなったが、道路のガードレールと橋の欄干が死角となり、たびたびにわたり事故が発生しておりますので、対策を強く要望したい」ということで、草刈りが終わって見やすい状況の中でも、やはり事故は発生しております。先ほど部長もおっしゃられましたように、緩やかなカーブと緩やかな勾配によりまして、全く対向車の位置が確認できずに、そして北上というのか、南から北のほうへ来る車のスピードが40キロと制限されておりますが、ある程度対向車線もある道路ですので、その制限時速を守っておるような車が少ないうような状況でございます。それによって、あっと思ったときに、自分自身の事故に対しての自己回避というんですかね、それによりまして自損事故というのかね、それが何回も発生しておるような現状ですので、やはり今部長がおっしゃられましたように、早急な対策を、そして安全、安心な道路として皆さんに使っていただけるような対策を強く要望したいと思いますけれども、できるだけ、来年とか言わずに、早いこと対策をやっていただきたいと思っておりますけれども、その点についてどうですか。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 議員今おっしゃられました米寿橋の欄干の件でございますけれども、8月15日に事故があったということで伺っております。うちのほうでも、どういう事故だったのかという形で私も確認をさせていただきました。先ほど、私さきに申し上げてしまいましたけれども、要するに米寿橋の東向き走行していた乗用車が、昼間11時ごろですかね、衝突しまして怪我人が出たというふうな形で聞かせてもらってます。

今、おっしゃられたように、先ほどもちょっと触れましたけれども、当然質問者もおっしゃってましたように、スピードを出し過ぎていた、それから交差点を通るときに注意してもらおうというのは当然前提にある話なんですけれども、確かに私も先ほども申し上げましたけれども、行ったときに、確かに見にくい面がございます。今、橋の高欄自体をどうのこうのするとかいう方法もあります。それは構造的にどのような対策が講じられるのかということも検討をさせてもらわなきゃならないということになります。

それとは別にしまして、そういう方法もありますし、交差点部分だけが確かに見にくいという感じでしたら、例えばカーブミラーなりをつけさせてもらうだとか、ああいった方法も考えられるのではなからうかというふうにも思います。その辺は含めまして検討をさせてもらいたいというふうに考えております。

○議長（小野隆雄君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） 以上のことをもちまして私の一般質問はこれで終わりたいと思います。どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（小野隆雄君） 以上で、15番、木田議員の一般質問は終わりました。

午後1時まで休憩いたします。

（午前11時51分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（小野隆雄君） 再開いたします。

続いて、12番、中川議員の一般質問をお受けいたします。12番、中川議員。

○12番（中川靖広君） 議長の許可を得ましたので、通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

初めに、ごみ袋の品質（強度）に対して苦情はないのか、お尋ねいたします。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今年度新しく低密度のポリエチレンの袋にかえまして、その後、今、議員からのご質問をいただいておりますような苦情はないかということでございますけれども、住民の方から手提げの部分で伸びるといような苦情等を寄せられているというのが現状でございます。

○議長（小野隆雄君） 12番、中川議員。

○12番（中川靖広君） その今のポリエチレンの密度ですかね、それを多くして手提げのところが伸びてちぎれるとか引きずるとかいうような苦情も、その前に、過去に、紙のよ

うに裂けるという苦情があり、その対策というのか、改善としてポリエチレンを多くして今伸びる。その伸びるといふ今の現状のごみ袋、今年度からということですが、今年度かえていつごろそういう苦情が町のほうに入ってきたのか、時期的なものわかりますか。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） ごみ袋の性質上の問題もありまして、夏ごろにそういう苦情のご意見を多く賜ったような状況ではございます。

○議長（小野隆雄君） 12番、中川議員。

○12番（中川靖広君） 夏ごろ苦情が入って、何月か私もちょっと把握できませんが、夏に苦情が入ってその後袋をつくっている業者さんとの話の進め方としては、今現状でどうなっているんですか。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） この点に関しましていろいろ住民の方々からそういうご意見をいただいております。環境問題学習会というのも実施をさせていただいております。その中で、いろいろそういうご意見もいただきましたので、広報紙、8月号でございませけれども、広報紙におきまして住民の方々に、袋の取り扱い等の関係を啓発のために掲載をさせていただきました。

それと、業者との関係でございませけれども、こういう住民の方々からご意見をいただいておりますので、次回のごみ袋の製作をするときの参考のために、こういう意見があるのでということ、もう少し改善ができないかということ、今現在そういう形で改善方を検討を業者の方とは、住民の方から意見をいただいた後に速やかに対応はさせていただいているところでございます。

○議長（小野隆雄君） 12番、中川議員。

○12番（中川靖広君） 町の指定ごみ袋ということでありまして、使う私たち町民にとっては、ほかの袋のほうがいいからほかの袋を購入するという選択の余地がないわけですから、町はこの袋でなければ収集しませんよという現状ですやろ。だから、やはり、使う町民にとって、そういう苦情の出ないごみ袋に次の町が購入するというんですかね、仕入れるときには、苦情の出ないごみ袋にさせていただきたいと強く要望をしておきます。

それで、次に町営住宅の抽選についての質問に入らせていただきます。

初めにお聞きしたいのは、町営住宅というのは、目的とは何か。目的、趣旨。何を目的としてこの町営住宅はあるのかお聞きしたいと思うんです。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 町営住宅を含みます公営住宅につきましてでございますけれども、戦後の住宅の困窮する低所得者の居住安定と居住水準の向上を図るために、昭和26年に公営住宅法が制定されたところございまして、先ほども申しましたように、町営住宅を含めた公営住宅は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活ができる住宅を整備し、住宅に困窮する低額所得者に対しまして低額の家賃で賃貸住宅を供給することによって、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としておるということでございます。

○議長（小野隆雄君） 12番、中川議員。

○12番（中川靖広君） 低額の家賃をもって町民に住宅を提供するというのですが、今現在家賃の最高額はどれぐらいですか。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 町営住宅の家賃についてでございますけれども、公営住宅法の施行令によりまして、公営住宅の家賃の算定方法が定められております。住宅の立地条件、経過年数、それと住居面積、利便性、建設費用、土地の価格等から算出されてまして、各団地ごとに家賃の設定をしております。また、入居者世帯の収入金額に応じて段階的に家賃が設定されているところでございます。

今、おっしゃられた中で、14年度における家賃についてでございますけれども、通常の家賃につきましては、追手団地2で2万4,500円から4万600円、長田団地のA棟で3万500円から5万500円と、長田B棟で2万6,200円から4万3,300円と、こういうことになってます。

また、今おっしゃられました各団地の入居者家賃の最高額ですけれども、それにつきましては、追手団地2で5万1,900円の方が1名、それと長田団地A棟で7万4,400円の方が1名、長田団地B棟で6万6,600円の方が1名おられます。一応それが今最高となっております。

○議長（小野隆雄君） 12番、中川議員。

○12番（中川靖広君） 追手で5万1,900円、長田7万4,400円、6万6,600円という最高額ですがね、これであつたら、個人のオーナーさんが持っているマンションというんですかね、利益を目的としたマンションよりも高い家賃になっていると思うんですよね。だから、もうちょっと、初めに聞かせてもらった町営住宅の目的から

宅に入っておられるのかなという疑問がありますけれども、その辺どうですやろう。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） ただいま最高額という形で申し上げました。それは、一応一番最初のほうにちょっと触れましたけれども、政令で決められております基準額というのが、収入20万というのがございます。それでいきまして、先ほど申し上げました、通常的な家賃という言い方をしましたけれども、とは別に今最高額と申し上げましたのは、要するに20万を超えた形での収入金額、政令で定められた収入金額がある方につきまして、一応そういう高額という形になってございます。

○議長（小野隆雄君） 12番、中川議員。

○12番（中川靖広君） どうも納得しにくいんですが、初めに申し込まれた方が、その条件に見合っただけで申し込まれたけど、家族の中で所得がふえてきたからこういう金額になっているということをお聞きしてますからね、わからんこともないんですが、逆にどうしてもこの町営住宅に入りたいんだと、何回も何回も抽選に応募されている方がたくさんおられると思いますが、大体同一の方で、外れても外れても何回ぐらいつと申し込みされている回数とかいうのはわかりますかね。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 今、ご質問の抽選に外れた方が続けて何回ぐらいつ抽選に申し込まれておるのかということでございます。

平成7年の2月からの募集の分で一応調べてみてはおるんですけども、ことし4月募集までの間に7回入居募集をさせてもらっております。平均いたしますと年1回ぐらいつの募集を行ってきたことになるわけなんですけど、募集回数といたしましては、応募された回数といたしましては、3回以上応募されておられる方が10名おられます。その内訳といたしましては、6回応募されている方が1名、それから4回の方が2名、3回申し込まれた方が7名おられます。

○議長（小野隆雄君） 12番、中川議員。

○12番（中川靖広君） 大体年1回、平成7年から14年度で7回募集して6回申し込まれている方が1名、あと4回申し込まれた方が2名。大体、私も8年ぐらいつ前に申し込みさせてもらった当事者というんですかね、さしてもらいましてんけど、2回外れると嫌になって、嫌になって申し込まないというだけの住宅に対する困窮がなかったのかわかりません、逆に言うとな。ほかで別で住まいしてましたけど、そういう方よりも、

こないして6回も続けて、外れても外れても6回申し込まれている方に対する、住宅の条例の中に、5回以上申し込まれたら入居できますよとか、10回以上、回数はどうかわかりませんが、奈良県以外であるということを担当課の方にお聞きしたので、そういう条例を取り組んでもらうということではできませんかね。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 抽選に何回も外れた方への優先措置ということでございます。確かに個人的には気の毒かなとは思いますが、現在のところ住宅の募集につきましては、住宅困窮者を対象とした一般住宅の募集でございまして、空き家となった時点でその都度募集をいたしております。申し込みしていただいておりますので、申し込み回数優先措置という性質のものではないのかなというふうに考えております。例えば、そのときそのときによって住宅を応募される人の要件的なものも資格的なものも変わってきます。そういったことから考えてみまして、なかなか難しいというふうに考えております。

町といたしましては、現在の入居者の決定方法といたしまして、委員もご承知してくれてはとおりでございますけれども、入居者の要件に基づき入居者選考委員会で検討をいただいて、その優先順位はなかなかつけがたい場合には公開抽選として募集をいただいで抽選を行っているところでございます。

以上で、すみませんが、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 12番、中川議員。

○12番（中川靖広君） 私も選考委員会の委員の1名としてその委員に入らせていただきましたけど、やはり申し込みされている方の、今部長がおっしゃるように、この人が一番住宅に困窮されているということ判断するのは不可能だったと私も認識しております。その中で、7回募集した中で4回で終わっている方が2名、3回で終わっている方が1名でしたかね。あと続けてずっと6回されている方が1名しかおられませんねんやろ。こういう人は、本当に入りたいんだと、どないしても入りたいんだという、私らが選考委員会で判断できなかったことを、この申し込み回数で何か私は判断してもいいのかなと思うぐらいの住宅に対して困窮されているのではないかなという判断もできるのではないかなと思って、そういう回数による入居者の確定というのは、再度お聞きしますが、考える余地はありませんかね。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 先ほども少し申し上げましたんですが、要するに住宅の募集というのは、その都度その都度させていただきます。前回外れたらんで今回、何回も外れておられるんで何とかという話でございますけれども、一応その都度その都度の募集をいたしまして、その都度1回目の方も困窮されていて、同じ条件で申し込まれるわけなんでございます。その都度その都度資格要件を選考委員会のほうでもご判断いただいて、つけられないという形でやってきております。公平性の面で一体どうなのかと問われたら、私といたしましては、確かに何回も応募されている方は気の毒には思いますけれども、同じ条件で同じ形で申し込んでいただいた中で選ぶというのがベターではないのかなというふうに考えます。

○議長（小野隆雄君） 12番、中川議員。

○12番（中川靖広君） 部長のおっしゃることもよくわかるんですけど、2回、3回で、私もその1人でしたけど、妥協されて、今度申し込みのない方もおられますやんか。その中でずっと申し込んでおられる人というのは、私言うように、妥協された方は、実際はどこかで住まいできているんだなと私は判断しますけど。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 確かに私も心情といたしましては、中川議員おっしゃるとおりにそういうふうに思います。確かに申し込まれた方が途中であきらめてどこかを借られるなり何かをされて申し込まれなくなったということが想定されるわけなんですけど、こういう言い方をしたら反対に怒られるかわかりませんが、民間のほうでどこかでそういう条件的に合った住宅を見つけられてそちらのほうへ入られたものなのか、それともあきらめて少々高いところでも仕方がないという形で入られたのか、その辺はよくわからないですけども、一応ほかに、町営住宅をあきらめられたという言い方もあるんですけど、ほかに見つけていただいたというふうに理解させてもらっておるんですけど、こういう形でお願いしたいです。

○議長（小野隆雄君） 12番、中川議員。

○12番（中川靖広君） 妥協してあきらめて少々高い家賃でもよそへかわられた。妥協して高い家賃のところへかわられる人はいいですけどね、所得がないから町営住宅へ入りたいんだという、この回数を続けてこられる人に、実際本当はそういう困窮されている方に入っていただくのが私はベターではないかなと考えます、個人的にね。

先ほど私言いましたように、担当課長がさっき言うておられましたけどね、奈良県外の

どこにこういう条例があるのかわからへんけど、県のほうであると聞いたことはあるという県の返事ですわね。あるということを知ったことはあるけど、どこかわからないからそういう条例はないんだと、これは私おかしいと思いますけど、そこはどうですやろ。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 私も先ほど聞きました。うちの担当の職員が県のほうへ問い合わせ、一応そういう回答をいただいたというふうな話も聞きました。

確かに一般住宅について、そういうケースは今まで、優先順位、そういう形の優先をやっているというのは聞いたことが私はありません。例えば、ほかの住宅に関しましても、地区改良事業の集合住宅とか、そういう一般住宅法に基づく住宅ではない部分でそういった面もあるか、断言はできませんけれども、あるかもしれないというふうには思います。

今、おっしゃられたように、県のほうに確かめて不確定な感じで終わっているということでもございますんで、その辺は、私のあれとはちょっと違いますけれども、そういう例があるという可能性があるらしたら、それは再度一応確かめて、その辺も一応研究はしてみたいと思いますけれども、今の記憶では、私が聞いた記憶の中ではないのではなからうかというふうに思っております。

○議長（小野隆雄君） 12番、中川議員。

○12番（中川靖広君） 県のほうに問い合わせさせていただいて、どこかわからないけどそういう条例を取り組んでいるところがあると聞いてますということなんで、もう一度詳しく調べられたら調べていただいて、そういう何回も何回も申し込みをされている方に対する対応を研究していただきたいということをお願いして私の質問を終わります。

○議長（小野隆雄君） 以上で、12番、中川議員の一般質問は終わりました。

続いて、14番、浅井議員の一般質問をお受けいたします。14番、浅井議員。

○14番（浅井正八君） 議長のお許しを得ましたので、私の一般質問をさせていただきます。

毎回一般質問のときは、私は三代川改修工事について何回か質問させていただきましたが、今回、「この件について工事の進まぬ原因をお聞きします」と書いておりますが、もしか進んでおったらお許し願いたいと思います。

私も先般この関係の住居をされておる方から、どないなるのかお聞きしたいということで、大分に詰めた話がありました。今の現状、私の見る限り、工事の進捗がないように思

うということで、町としてこれをどこまで進められているか。進まぬ原因がわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 三代川の改修についてでございます。

現在、郡山土木のほうが三代川の改修の事業に入っておりますのが、法隆寺駅から下流200メートル、それから上流150メートルの区間に関しまして一応計画を立てて地元説明にも入らせてもらっておるところでございます。

駅前の周辺地域に当たるところでございますけれども、この地域は地籍が混乱している地域でございます、地番等も整理しなくてはならない状況でございます。また、民々間の、こういうことを申し上げると申しわけないですが、境界確定がなかなか難しいというような問題も多くありまして、なかなか進みにくい状況になっておるところでございます。原因といたしましては、そういうことでとまっているということでございます。

○議長（小野隆雄君） 14番、浅井議員。

○14番（浅井正八君） 今、部長の答弁で、地籍、地番のややこしい問題が残っているようにお聞きしますが、やはりこの三代川改修工事について、今日まで何年かかったか、ちょっとわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 三代川改修事業についてでございますけれども、三代川の改修事業は、竜田川の合流点からでございますけれども、昭和46年度より小規模河川改修事業として実施されてきておりました。全体計画区間が1,456メートルについて、当初の計画区間の1,456メートルにつきましては、昭和63年度に一応完了をされております。しかしながら、当初全体区間より上流、要するにJRの関西線法隆寺駅付近、その後の市街化も著しくなってきましたので、河道断面が狭いためたびたびの洪水が生じているという現状で、当該区間の改修を実施するために、上流1,320メートルについて全体計画を延伸をされました。全体延長が合計いたしまして2,776メートルの区間において事業が実施されまして、今現在では、法隆寺駅下流の200メートル付近まで平成6年度に一応概成をしております。

今申し上げました上流部分について、地元のほうに説明に伺ったりさしていただいております。今申し上げました上流部分について、地元のほうに説明に伺ったりさしていただいております。今申し上げました上流部分について、地元のほうに説明に伺ったりさしていただいております。

○議長（小野隆雄君） 14番、浅井議員。

○14番（浅井正八君） 今、部長のほうから、46年から63年に1,456メートルが完成したということでございます。あと1,320メートルというのは、まだ現在残っていると。私が若い時分、ちょうど24～25ですか、その時分から工事をやられておられて、一応失業対策事業ということで下からやってこられて、私もこの件に関しては、5件ほどうち協力しております。あそこまで行って、民家があるからできないと。下の方が、神南から稲葉、小吉田、服部、目安、新家というのは、やはり田んぼが斜めになって、欠けた田んぼが相当あります。川の改修によって、川のカーブの取り方によって。大変そのとき問題になって、1軒むしろ旗を上げてでも反対したいといううちがあったんですわ。結局下があそこまで改修をやってきて上でとまるというのは、やっぱり下の方がどんな感じしているかと。やはり下の人も百姓で生計を立てていると。死活問題というて横になった方もおられました。

この話について私の思うのは、2番目に、住居されている方と話し合いが何回ぐらいされたか、また「地権者との話し合い」と書いておりますが、あそこは地権者と住居者と違うように思います。県土木も同時契約をしたいということをちょっと私耳にしましたけども、やはり下からの経緯を話して理解してもらい、やはり協力してもらって改修工事をしていただきたいと、私が思うて、今このメーター数も聞き、また原因がどこにあるのかと。あそこは、昔法隆寺から平端の駅まで走ってました。あそこで地権がややこしいことは村も聞いておりますし、国鉄のそばも、あそこが大変難しいところだと思います。地番がわからんと言わはるのもよくわかるけども、やはり今の状態を見ますと、町土木のほうも、提示していただいた、川幅が6メートルやということが、東側へ4メートルの町道をつけるという案が出たときに、それやったら家の屋敷が相当狭くなるやないかと言われて、私も説明させていただいたとき、やはり占用をとると、やはり道のでくしゃくができる。各家みんな橋をかけんなんと。西側の現在の町道がでくしゃくで走れないから、川の向こう側に4メートルの町道をつけたいということで変更になったように思います。

これを、住んでおられる方、また土地を持っておられる方が理解してもらって、やはりこの話を進めてもらわないと、何ぼやったかてだめだと思います。私も言われて一応話をしたら、そうですかと、やはり得心してもらうことがよくあるんです。だけど、12月、今どうですかね、きょうまでは家屋調査も終わって前へ進んでいるように聞いて、それから地権のほうでストップしているように思いますが、やはり住民の方に理解してもらおう

と思うたら、やっぱり会合を持っていただいて、値段は別としてもそこで詳しくこういうようになりますよということをみんな集まっていただいて理解してもらわないとこの話進まんと思います。この地権者は、うちの村の方3軒おられます。その方は、駅前で地価も高いと思っておられると思いますけれども、うちらかて下の田んぼは大分に犠牲になってきています。お金はもろうてますけれども。しかし、経緯というものを話して、やはり事業を前に進めてもらわなかったら、やはり上の方、どない思うてはるか知らんけど、ちょうど興留の山田のそこから近藤さんの建物の間のあの内法を見てもらったらわかります。大分こけてます。既に去年、ことし、集中豪雨なかったから、そのままありますけれども、こんど来たらあの堤防切れるのやないかと私も見ております。

私も35年消防におって、水防には大分出ました。水つきというたらあの間しかなかったんです。上のほうの阿波の方、やはり大変難儀されたと思いますよ。あの川本医院の橋桁が水つくと、阿波の村の中は短靴で歩けません、長靴でしか。それであつたかて、やはり阿波の方が辛抱していただいたと、きょうの日になって私は思ってます。やはりやさしいまちづくりとなれば、甲乙なしに、やはり悪いところは直していただくというのが私順序かなと思います。

この工事について、私もちょっと土木のほうでお聞きしたら、やはり同時契約で前へ進みたいと。上、下同時契約ということは、地権者、住居してはる方、それでなかったら、上が話つたかて下が売らなかったら工事ができないということを聞いております。年内にどれだけの話が前へ進むのか、ちょっとそれだけお聞きしたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 小城町長。

○町長（小城利重君） この民家の関係等については、家屋調査も終わってますから、そういう金額提示等の関係等になってくる。

ただ、私はやっぱり、下流部分の阪井パイプから上流の部分の早くやっぱりせないかんということで努力をします。1軒喜多興産というところがございますけれども、なかなかこれが応じていただけない。きのうもまた郡山土木の所長とかいろいろと協議をしとるわけですが、その方がおっしゃるのは、6メートルだということで、6メートルバックせいという話だと。県は4.5メートルということでなととるのに、何で6メートルが先走ってなってしもうたんかなという話もされてます。きのうも安堵の島田町長も交えていただいて、何とかそれをクリアしていかなかったら、何ぼ上を話をして

も —— 大体私は皆様方に、とにかく地形図の関係から家屋の問題等あるから、今の間に

解決すべきということで、皆さん方は了承していただいたんです。了承していただいて、ほとんどの家屋調査は終わっておるんです、部分的な関係等についてはですね。あとはお金の問題等になって、また代替の問題等になってくると思います。

ただ、私は、仮に話ができて、やっぱり肝心の阪井パイプからの上流部分、あの橋の部分とか、そういうものを解決しなかったら、これは前向いていきませんよと、皆さん方協力する態勢になっているのに、なぜ1軒の喜多興産並びにその橋の関係等についても進んでいかなかったら、上のほうは当然上がってきませんから、やっぱりそういうことも踏まえて、この際にやっぱりそういうことも十二分に郡山土木と連携を保ちながら、早くそういう解決をしていくことが大事であろうと。そのためには、今阪井パイプからの上流の1軒の関係等については、やはり話をつけていくことが大事であろうと。そういうことによって、早く河川改修が進んでいくのではないかと。

それから、谷川さんの先の関係については、ほとんど家屋調査が終わってますし、ある程度地権者の関係と、それから上屋の関係については別ですから、そういう関係等については話が進んでいくのではないかと。

そういうことも踏まえて、一番、上流部分での水害というのは、松岡さんというんですか、地蔵さんのあるところのあそこが非常に狭い。もんだりの形になっているから、あの部分はやっぱり早く改修していかんと、部分的にでも早く改修していかんと、なかなか上流部分については、水害の関係等については解決しないよということも話をしています。

いずれにいたしましても、地蔵さんのあの周辺の関係等についても、下流部分を除いても早くそれも一つ考えることも大事であろうと。そうでなかったら、今浅井議員が質問された関係の、山田さんとか、あるいはそういうところの堤防は、水の流れによってはやっぱり決壊するおそれがありますから、それを防ぐためには、あの部分をいかに改修するかということも大事であろうと思います。

そういうことを踏まえながら、今阪井パイプからの上流部分について、郡山土木等と協議をしながら、一日も早く用地買収ができていく、そしてまた上流部分については家屋調査も皆様方ご協力いただいて終わってますから、早くそういうことについてテーブルに着きながら話をさせていただきたいということでございます。

○議長（小野隆雄君） 14番、浅井議員。

○14番（浅井正八君） 今、町長さんから答弁をいただきまして、そのとおりやと思いますけども、阪井パイプの橋を越えたところまで改修工事してますのかな。橋はもう越えて

ますね。ちょっとその点教えてください。

○議長（小野隆雄君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 私はその上流部分の関係をのことを申し上げたわけです。その上流部分の、昔お風呂屋さんがあった、その今建物のあるその部分について、今相手方がそういうことでなかなか応じていただけない。その部分を解決しなかったら、あの橋の関係等についても、パーツを引かなかつたら、なかなかそう解決しないのではないかとということで、今精力的にやっておるということでございまして、現状から見て、あの部分をほっておいて我々の先のとこまで先に話をせいというたかて、仮に値段をつけてどこへ移るのかというたつて、なかなかそう簡単に私はいかないと思うんです。やはりあの部分の下流部分を、まずやっぱり、ちょうど中辻さんの前の狭い橋を、あるいはまた喜多興産のその部分をどう改修をしていくのか。これでもやっぱり2、3年かかってくると思うんですよ、恐らく。そういうことを早くしていかなと、その上の部分は、今現時点では家屋調査も終わってますから、いつでも条件がつかます。しかし、その方々をどこへ変わるのかということも、これもやっぱりしてやらないけませんから、ある程度県としても日程的に追うとしたら、早く下流部分の関係等について、私は精力的に動くべきではないかということで、今一番とまっている関係は、今現在喜多興産の関係等について、4メートル50の関係、先方は6メートルと、何でこんな一人歩きしたのかなという話もされておるわけですから、そこらを早く解決して工事にかかれるような状況、契約をして工事にかかれるような状況にやっぱりしていくことが大事であろうと思っております。

○議長（小野隆雄君） 14番、浅井議員。

○14番（浅井正八君） 町長さん、すみません、ちょっと私勘違いで、阪井パイプの橋と言ったんが、町長さんは喜多興産のあの橋のことを言われていると思って、ちょっと勘違いしました。橋はもう越えてますし、それから喜多興産のところへかかると思います。あそこの境界明示ができないと、立ち上げできないということをやちょっと私もお聞きして、今町長さんが、安堵の町長さんに話してもらったということも聞いておりますけれども、やはり土木がね、これ県1級河川ですわ、もうちょっと力を入れてもらわなったら、ただできないでとまっているような感じと私は思います。

私も足、あんたらも知ってはるように、運びました。そやから土木ももっと足を運んでいただいて、その地権者と話をしてもらわなったら、それは立ち会いはできないと思えますよ。行ってあかんねんと、これは何遍繰り返してもあきませんわ。よく同僚議員が、何

年かかってできると思うてんのか、何年かかってんねんということを言われて、私もきょうその言葉を借りたけれども、やはり熱心に何遍も足を運ぶことによって向こうも耳をかしていただけたと思いますよ。このままでやったら、ずっとそのままですわ。そやから、パークウェイの問題をこんなところへ出すのいけませんけれども、何十年かかってんねんてまたよそから言う人もあります。やはりこれは足を運び、お互いに話し合えないことやから、この件については、郡山土木ともっと地権者のほうへ足を運んでやってもらわんだら、行ってんけどあかんかってん、12月また話しますでは、前へ進まんと思いません。

町長さん言われたように、喜多興産が橋の上で駐車場をやっております。ああいう問題を言われたら、それは土木も頭痛起こすと思いますよ。占用をとったところへ駐車場がわりに使って白線引いてやってますからね。それは、今度あの方がその権利を主張されて、ここさしてくれなうち協力ようせんと言われたら、1級河川の上なぜあんなにできるのかという問題出てきますわね。大変な問題やと私も思いますよ。そやから、土木に町からも足を運んでいただいて、年内にどうかあの橋のあそこの立ち会いだけでもできるように努力してもらいたいと思います。この件については、これで終わらせていただきます。

2点目の天理斑鳩線、これは東洋シールから山田の交差点までですが、私もこれも間違っているかもしれませんが、「現在の工事がとまっている原因」と書いてますけれども、あの工事をやっているところにまだ重機を置いております。あれが道路幅になるのか、河川敷かけての買い上げであったか、これをちょっと教えてください。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 今おっしゃっている部分でございますけれども、一応暫定的にどうかという形で整備をするような形を発注しております。聞くところによるとそういう形になっております。

用地に関しましては、一応あそこは三代川の改修もございますので、それも含めた形の用地買収をさせてもらっておるといふふうに聞いております。

○議長（小野隆雄君） 14番、浅井議員。

○14番（浅井正八君） 用地ですが、三代川と県道になるんですか、その用地やという事で、大分広く買収されております。大体向こうの内藤板金さんのところまでは買収されているように聞きますが、人の話ですけども、あれが拡張になって、川は広うなんねんとか、またあそこ道高うなんねんとかいう話はよくデマ飛ぶので、私も行きました。やは

り道路の点はあれで抑えるということでちょっとお聞きして、これやったらよかったなど。

昔あそこで水ついたとき、私も消防におった時分に、土のうを積んだときに、南側へ積んだら北側が水つくから積まんといってくれと、滞水は自然流水するということで、お互いにやっぱり譲り合うて、あそこでは土俵を積まなかったんですわ。あそこの阿波地域、また興留の一部の方は大変理解があるなど。一方が、私のとこ積んでくれと、向こうは向こうやというようなことは言わないで、やっぱり自然流下にしてくれと言われたとき、ああ、なるほどなど。そないして皆あそこの方は、やさしいまちづくりに、うちの村は水ついてるんやんかと、きょうまで一言も私も聞きませんし、辛抱していただいていると思っています。

今回、あの改修工事について、今用地交渉が大体終わったような感じやと思いますけども、あそこへ重機を置いてだだっぴろうやっているから、みんなが何か話がこじれたようなことを聞いて、これもデマかわかりませんが、私が今質問したわけでございます。道路と三代川改修、南側へ拡張というような格好になるかと思いますが、これも土木へやかましく言っていただいて、あそこは斑鳩高校の通学路にもなってますし、相当車の台数も走ります。バスの退避所もできて今よくなってきましたけども、山田の橋のところで大分えぐって橋落ちるのじゃないかということもわかるし、東側の田んぼ、藤山さんの田んぼですけれども、あの法尻は、一遍見てもろうたらわかる、大部にこけてます。今度集中豪雨がきたら、恐らく切れるのは私あそこかなと思っています。一度見ていただいて、郡山土木も草刈りに2、3回来たと思います、下請けがね。よく見ていただいて、朝の同僚議員の質問にもありましたように、やはり堤防が低かったら上へ土を盛って水つかんようにしたろかというような感覚でもってしていただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（小野隆雄君） 以上で、14番、浅井議員の一般質問は終わりました。

次の質問議員の了解を得ていますので、続いて6番、中西議員の一般質問をお受けいたします。6番、中西議員。

○6番（中西和夫君） それでは、通告書の順に従いまして質問をさせていただきます。

まず初めに、ふれあい交流センターいきいきの里の利用状況についてであります。平成12年度の開館以来、ふれあい交流センターいきいきの里は、多くの方が利用されています。開館当初は、町民のみが利用できる施設でありましたが、平成12年11月からは

、町外の方も利用できるようになり、利用者数もかなりふえ、そのことによって町内の利用者から、知らない人が多く利用がしづらいつらいつらといった声をよく聞きます。施設別で結構ですので、平成13年度の利用者数をお聞かせください。また、数字をつかんでおられるのであれば、町内、町外の利用者の割合をお伺いいたします。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 平成13年度におきますふれあい交流センターの施設別の利用状況ということでご質問をいただきました。

このふれあい交流センターは、平成12年の開館以来多くの方に利用をいただいているところでございます。施設別に13年度の利用者状況を申し上げますと、まずお風呂の利用につきましては、3万7,829人の方に利用をいただきました。前年度と比較をいたしまして、1,829人の方の利用増となっております。続きまして娯楽室でございます。901件で、3,599人の方のご利用をいただきました。これも前年度と比較をいたしますと、142件で361人の方の利用者減となっております。小広間の利用の状況でございますが、128件で1,640人の方のご利用をいただきました。これも前年度と比較をいたしますと、86件で1,064人の方の利用減となっております。ゲートボール場でございますけれども、19件で180人のご利用をいただきました。前年度とこれも比較をいたしますと、11件、61人の方の利用増となっているところでございます。

特にお風呂の利用の中で、3万7,800人の方のご利用をいただいておりますけれども、それのご利用をいただいております利用状況、年齢別構成等もお答えをさせていただきたいと思っております。65歳以上の方で1万3,713人の方のご利用をいただきました。全体の利用者の方の割合から見ますと、37%を占めております。16歳から65歳までの方のご利用が、1万7,958人の方で、47%を占めております。6歳から16歳までの方が2,218人で、6%、そして6歳以下の方で、2,247人で6%となっております。また、障害者の方のご利用もあります。それが1,693人の方のご利用をいただいております。全体に占める割合としましては、4%となっているところでございます。

それと、曜日別での利用状況につきましてもお答えをさせていただきたいと思っております。平日では約平均して91人の方のご利用となっております。そして、土曜日では、約138名、ざっと140名近い方のご利用と。そして、日曜、祝祭日では、219人、約22

0人の方のご利用という形になっております。特に高齢者の方の占める割合というのが、平日がかなり高くなっております。また特に水曜日が、東西の老人の憩の家が休館ということもありますので、かなり利用が多いのではないかとございます。土曜、日曜、祝祭日につきましては、ご家族でご利用していただいている状況がかなり多く見受けられるというような状況でございます。

それと、町外、町内の把握しておれば数字的にということでございますけれども、入館をしていただきますときに、町内、町外の区別をして受け付けをしておりますので、今の実態としては、数字的には把握はしてございませんけれども、状況的に判断するならば、お風呂の利用をしていただいている方につきましては、町外からの方が半数以上の方がおられるのではないかと、このように推測をいたしております。

○議長（小野隆雄君） 6番、中西議員。

○6番（中西和夫君） それでは、2点目の質問に移りたいと思います。

今、お聞きしますと、お風呂の利用は、半数以上が町外の方の利用ということですが、町民のふれあいの場として町が建設をしたのに、町内の利用者よりも町外の利用者が多いということで、町はどのように今思われているのか。また、町内の方により多く利用していただくために、町としてはどのように考えておられるのか、お伺いします。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 開館当初につきましては、施設の利用は町内の方に限ってご利用をいただいております。しかし、お盆とかお正月などを利用されまして、斑鳩町にあります実家に帰ってこられる親戚の方とか子どもさんたちも利用していただけるようにということで、先ほど質問者からもありましたように、平成12年の11月に町外の方もご利用をいただけるようにすることにさせていただきました。特にお風呂の利用に限って言いますと、先ほども申し上げましたように、町外の利用者の方が半数以上占めている状況となっております。このことによりまして、町民の方が、実際に斑鳩町に在住されている町民の方がお風呂を利用される場合につきまして、特に土曜日、日曜日などの夕方でございますけれども、大変ご迷惑をおかけしているのではないかとお思っているところではございます。

開館から3年目を迎えて、今後のふれあい交流センターいきいきの里の施設利用を考えていきますと、近隣に民間の大型の銭湯が何箇所か新設をされている状況でございます。このため、お風呂の利用者は横ばいの状態が続くのではないかと、このようにも考え

ております。

町といたしましても、町民の方が気軽にふれあい交流センターを利用していただけるように、広報でのPRとか、ふれあい交流センターを拠点といたしましてイベント等の計画などいろいろな方法も検討をいたしまして、設置目的でもあります住民の健康づくり、ふれあいづくり、地域文化づくりを推し進めてまいりたいと、このようにも考えております。

また、娯楽室とか小広間、ゲートボール場につきましても、より多くの方がご利用していただける方法もあわせて検討をしてみたいと、このように考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 6番、中西議員。

○6番（中西和夫君） 確かに部長が言われるとおりに、近隣には露天風呂など備えた大きなお風呂ができています。将来を見たとき、お風呂の利用も大きく伸びることはないとは思いますが、より多くの町民の方に利用をしていただくために、町の広報等でPR、またイベント等の開催などを進めていくということですが、今のお風呂を見た場合、平日を例にとると、開館から夕方まで近くは比較的すいています。時間帯によっては、数人の利用者しかないときがあります。そうした時間帯とか、1カ月に1回ぐらい町民の方に開放するとか、老人の憩の家が休みの水曜日を1カ月に1回町内の高齢者の方に開放してもよいのではと思っております。今までは、町による施設でありながら町民が利用しづらいように思いますので、多くの町民が利用していただけるような方法を考えていただきたいと思います。

先ほど部長の答弁の中では、障害者の方が1,693人お風呂を利用されていたということですが、そうした方々は、1人で入浴できる比較的障害の軽い方だと思うんですが、ふれあい交流センターの施設は、奈良県の住みよい福祉のまちづくり条例に基づいて館内すべてがバリアフリーになっております。車椅子用の脱衣室もあります。そうした点から言えば、障害者の方にとっては、利用しやすい施設ではないかと思えます。

しかし、先ほども言いましたように、町外からの利用が多く、そのような方たちも利用がしづらいのではないかと思います。重度の障害者をお持ちの家庭では、家庭のお風呂では小さく、入りづらく、家族の方の介助も大変ではないかと思うわけです。

そこで、そうした方たちが、周囲に気がねなく入浴できる日を月に1回ぐらいでも設定できないか、お伺いいたします。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） ふれあい交流センターいきいきの里は、高齢者の方や障害者の方、子どもも大人もすべての人が利用できるように、質問者も申されてますように、段差をなくしたり、お風呂には車椅子用の脱衣室を設けるなどの配慮をさせていただいております。平成13年度では、先ほどもお答えをさせていただきましたように、1,693人の障害者の方のご利用もいただいたところでございます。質問者が申されます重度の障害者の方の利用というのは、この施設では数人程度でございます。大半が1人でコミュニティバス等で来られまして、介助なしで1人で入浴が可能な方が利用をされているところでございます。

重度の障害者の方の利用が少ない主な原因は、脱衣室から浴室までは車椅子のまま移動はできるわけでございますけれども、浴室自体が介助浴室の構造とはなっておらずに、介助者の負担も大きく、また利用をしたい時間帯によっては、一般の利用者が多く利用しづらいのではないかと、このようにも思っております。

質問者が申されます重度の障害者の方が、周囲の人に気がねなく家族と一緒に入浴できる日を設定することはできないかのご指摘ではございますけれども、ふれあい交流センターの設置の目的といたしまして、先ほども申し上げましたように、子どもから高齢者まで、そして障害者の方、健常者の方すべての方がお風呂などを通してコミュニティづくりをする場ということでさせていただいております。

こうしたことから、障害者の方も健常者の方も一緒にお風呂に入っただきまして、汗を流していただいてコミュニティを深めていただけたら、このようには思っているところでございます。

なお、現在、（仮称）総合福祉開館の整備検討委員会を設置をいたしまして建設に向けての種々検討をさせていただいているところではございます。その中でも、重度の障害者の方が利用できます介助浴室等も計画をさせていただいているところでございます。今後も、住民の健康づくり、ふれあいづくりには、このような形で努めてまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いをいたします。

○議長（小野隆雄君） 6番、中西議員。

○6番（中西和夫君） 今、町では総合福祉会館建設に向けて整備検討委員会の中で、こうした重度の障害者の方が利用できる介助浴室も計画しているとのことですが、やはり家族の方と一緒に大きなお風呂にゆっくり入り、家族の方も日ごろの疲れをいやすことも大

事だと思っております。

先ほど部長が言われたように、ふれあい交流センターは、コミュニティづくりをする場であって、障害者の方も健常者の方も一緒にお風呂に入りコミュニティを深めていただきたいということでございますが、今のいきいきの里のお風呂の状態では、こういったことも無理ではないかと思っております。より多くの町民の方に利用していただくために、そうした日を設定することも一つの方法だと思っておりますので、もう一度検討をしていただくよう要望いたしまして次の質問に移らせていただきます。

次に、宅地造成に伴う配水管布設工事についてであります。この工事について、町が施工業者より事務費及び通水費を徴収されておりますが、平成11年度から発注方法を変更され、現在どのように徴収されているのか、徴収額の決定の仕方についてお伺いいたします。

○議長（小野隆雄君） 辻上下水道部長。

○上下水道部長（辻 善次君） まず初めに、11年度から変更させていただきました事務費の流れにつきましてご説明させていただきます。

まず、水道給水申請が提出された後、設計及び工事費の積算、工事発注、施工管理まですべて町で行ってまいりましたが、この間の事務手続に相当な時間がかかることから、申請者からの要望を受ける中で、さらに事務の効率化、簡素化を図ることから検討したところであります。このことから、平成11年度より事前に開発計画で協議を行い、配水管や管種や口径等を指示し、設計から施工まで申請者が責任を持って行い、工事完了届に基づき竣工図及び竣工写真等により竣工検査をし、その後町に移管していただいているところであります。

次に、事務費、通水費の取り扱いにつきましては、従来は町が積算した金額とその設計にかかった費用に、その額に応じた事務費、通水費を事前に申請者から徴収し、申請者が指定した水道業者から見積もりを徴収し、精査した後町とで契約し、竣工検査後工事費及び事務費、通水費を精算しておりましたが、平成11年度より工事完了届に基づき、先ほども言いましたように、設計図及び竣工写真等により竣工検査を行い、その後請求書等を確認し、その額に対して事務費、通水費を徴収しているところであります。

○議長（小野隆雄君） 6番、中西議員。

○6番（中西和夫君） 今、お聞きしますと、従来は町で積算をし、事務費等を徴収していたということで、徴収額は同じ工事の内容であればほぼ同額であったと思っておりますが、現

在の方法であれば、同じ工事内容であっても、施工業者の違いによって設計額に格差が生じ、徴収額に影響が出るのではないかと思います、この点についてお伺いいたします。

○議長（小野隆雄君） 辻上下水道部長。

○上下水道部長（辻 善次君） 施工する業者による工事費の値引きなどによって、事務費、通水費の金額に差が発生すると思われませんが、工事内容につきましては、施工業者と協議しながら、同一基準に基づいた工事になるよう、工事材料など適正かどうかを精査し指導を行っているところでございます。

○議長（小野隆雄君） 6番、中西議員。

○6番（中西和夫君） 次に、その工事の附帯工事についてお伺いいたします。現在の方法で徴収されていると、附帯工事、例えば舗装工事等がその工事費のほうに含まれていれば、その分についても事務費等変わってくると思いますが、その点についてお伺いいたします。

○議長（小野隆雄君） 辻上下水道部長。

○上下水道部長（辻 善次君） 現在施工業者からの請求書などの金額に基づき、事務費、通水費を計算して徴収しております関係で、舗装工事等があるかどうかにより、事務費、通水費の金額に影響すると考えております。

○議長（小野隆雄君） 6番、中西議員。

○6番（中西和夫君） 今、附帯工事等2点についてお伺いいたしましたが、工事内容が同じであっても、施工業者の違いや、附帯工事があるかないかで事務費等に格差が生じるということではありますが、事務費、通水費等町が徴収するお金は、一応公金でありますから、同じ内容の工事であれば、どの業者からも一定の事務費、通水費を徴収しなければならないと思いますが、例えば配水管の口径と延長により一定の基準を設け事務費等を徴収すれば、このような格差は生じないと思いますが、この点についてお伺いいたします。

○議長（小野隆雄君） 辻上下水道部長。

○上下水道部長（辻 善次君） 今、議員ご指摘の件につきましては、今日まで近隣市町村の実態等を調査しておりますが、これといった結果には至ってないところであります。今後、ご指摘の一定の基準を設ける方法などを含めまして、どのような方法で徴収すればよいか調査検討をしておりますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（小野隆雄君） 6番、中西議員。

○6番（中西和夫君） 一応近隣の市町村との調整をしているということでございます。

町が徴収するお金ですので、公平な形で徴収できるよう検討していただきますことをお願いいたしまして質問を終わらせていただきます。

○議長（小野隆雄君） 以上で、6番、中西議員の一般質問は終わりました。

これをもって本日の一般質問は終了いたします。

明7日、8日は休会、9日は午前9時から一般質問をお受けいたしますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。どうもありがとうございました。

（午後2時01分 散会）